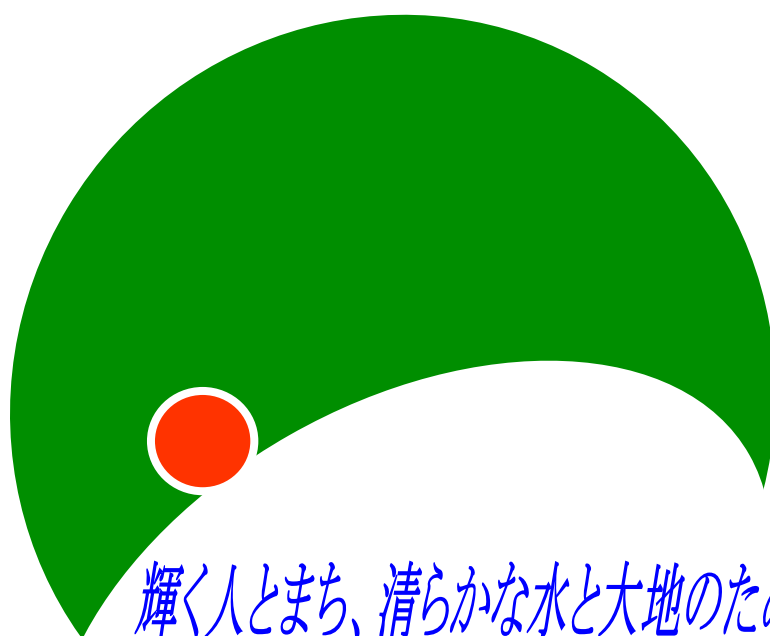


事業概要

平成26年度



広島県西部厚生環境事務所
広島県西部保健所

目 次

【第1部】

概 況

1	管内の概況	1
	市町別主要指標	2
2	管内図	3
3	行政組織	4
4	沿革	5
5	常設の相談等の実施計画（健康相談日）	6

【第2部】

主要事業の概要

1	地域保健福祉対策	7
2	地域福祉活動対策	7
3	高齢者保健福祉対策	8
4	身体障害者（児）・知的障害者（児）福祉対策	10
5	児童福祉対策	10
6	母子・寡婦福祉対策	10
7	医療対策	10
8	災害対策	11
9	健康増進・栄養改善対策	11
10	感染症対策	13
11	歯科保健対策	14
12	精神保健福祉対策	14
13	難病対策	15
14	母子保健対策	15
15	食品衛生対策	16
16	生活衛生対策	17
17	薬事対策	17
18	環境保全対策	18
19	廃棄物対策	20
20	試験検査業務	22

【第3部】

資料

管内の主要な行政客体一覧

管内の状況 一覧（その1）	24
管内の状況 一覧（その2）	25

人口動態

(1) 人口動態総覧 市町村・年次別	26
(2) 選択死因別死亡者数	28
(3) 主要死因別標準化死亡比	29
用語の解説等	30

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況	31
(2) 衛生教育の実施状況	31
(3) 市町指導の状況	32
(4) 圏域地域保健対策協議会の状況	32
(5) 医師臨床研修受入れ状況	33

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（主体別）	34
(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（所在地別）	35
(3) 実地指導等件数	36
(4) 在宅医療推進医の配置状況	36

児童・母子(寡婦)・福祉対策

(1) 家庭児童相談室の相談状況	37
(2) 児童扶養手当の支給状況	37
(3) 母子福祉資金の貸付状況	38
(4) 寡婦福祉資金の貸付状況	38
(5) 保育所の状況	39
(6) 認可外保育施設の状況	39

医療対策

(1) 病院・診療所の状況	40
(2) 立入検査及び使用許可件数	40

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況	41
ア 施設数及び指導状況	41

イ 施設別指導状況	4 1
(2) 健康増進法に基づく食品表示指導状況	4 2
(3) 栄養・運動等指導の実施状況	4 2
(4) 健康増進事業実施状況	4 2
ア 健康診査	4 2
イ 健康診査以外の事業実績（健康教育，健康相談，訪問指導，機能訓練）	4 2

感染症対策

(1) 感染症発生状況	4 3
(2) 結核の状況	4 4
ア 結核患者登録状況	4 4
イ 結核患者新規登録状況	4 4
ウ 年齢階級別新規登録患者数	4 4
エ 結核健康診断・予防接種の実施状況	4 5
オ 市町別家庭訪問指導状況	4 5
(3) 感染症発生に伴う指導状況	4 6
(4) 新型インフルエンザ対策の連絡会議開催状況	4 6
(5) エイズ相談及びH I V抗体検査の状況	4 6
(6) 健康教育実施状況	4 7
(7) 肝炎相談件数，肝炎ウイルス検査の実施状況及び肝炎治療受給者証の交付状況	4 7
ア 肝炎相談件数	4 7
イ 肝炎ウイルス検査実施状況	4 7
ウ 肝炎治療受給者証交付状況	4 7

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況	4 8
(2) 相談事業の状況	4 8
(3) 市町指導・支援の状況	4 8

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況	4 9
(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況	4 9
(3) 組織育成支援状況	4 9
(4) 相談指導実施状況	4 9
(5) 家庭訪問指導状況	5 0
(6) 普及啓発・人材養成実施状況	5 0
ア 自殺対策	5 0

イ	その他の精神保健福祉対策	50
難病対策等		
(1)	特定疾患治療研究事業の承認状況	51
(2)	小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況	53
(3)	相談事業の実施状況	53
(4)	電話相談及び面接相談等の状況	53
(5)	家庭訪問指導の状況	54
ア	特定疾患	54
イ	小児慢性特定疾患	54
(6)	患者・家族に対する学習会の実施状況	54
(7)	アレルギー疾患相談事業等実施状況	54
ア	相談開催回数	54
イ	対象者	54
ウ	連絡協議会等開催状況	54
(8)	アスベスト相談状況	55
ア	相談件数	55
イ	相談内容	55
母子保健対策		
(1)	長期療養児療育相談指導の実施状況	56
ア	訪問指導等の状況	56
イ	相談事業の状況	56
(2)	不妊治療費助成の申請状況	56
食品衛生対策		
(1)	施設数の状況	57
ア	許可を要する施設数	57
イ	許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む）	58
ウ	食品関係条例対象施設数（許可を要しない施設の再掲）	58
(2)	食品衛生監視指導計画及び実施状況	59
(3)	食品衛生監視指導状況	60
ア	許可を要する施設に対する監視指導状況	60
イ	許可を要しない施設に対する監視指導状況（食品関係条例対象施設を含む）	61
ウ	食品関係条例対象施設に対する監視指導状況（許可を要しない施設の再掲）	61
(4)	食品収去検査状況	62
(5)	集団食中毒発生状況	62

生活衛生対策等

- (1) 生活衛生施設監視指導状況 6 3
- (2) 水道施設の監視状況 6 4
- (3) 狂犬病予防業務の状況 6 4

薬事対策

- (1) 薬事等監視指導状況 6 5
- (2) 毒劇物監視指導状況 6 5
- (3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況 6 6
- (4) 医薬品収去検査状況 6 7
- (5) 家庭用品の試買検査状況 6 7
- (6) 献血状況 6 7
- (7) 温泉監視指導状況 6 7

環境保全対策

- (1) 公害関係特定施設の状況 6 8
- (2) 土壌汚染、化学物質対策の状況 6 8
- (3) フロン回収破壊法 登録事業者登録状況 6 8
- (4) 公害苦情事案の取扱状況 6 9
- (5) 水質事故事案の取扱状況 6 9
- (6) 大気汚染測定網（常設）一覧表 6 9
- <光化学オキダントに係る緊急時措置> 7 0
- (7) 環境調査の実施状況 7 0

廃棄物対策

- (1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況 7 1
- (2) 産業廃棄物処理業許可状況 7 1
- (3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況 7 2
- (4) 産業廃棄物処理施設設置状況等 7 2
- (5) 産業廃棄物関係立入指導等状況 7 3
- (6) 産業廃棄物に係る協議等 7 4

試験検査業務

- 試験検査の実施状況 7 5

その他の資料

- 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧 7 6

【第1部】 概況

1 管内の概況

【管轄地域】 当所は、広島県西部に位置し、管内図(P3)のとおり呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町、山県郡安芸太田町、北広島町を所管している。なお、健康危機管理等に係る初動体制の確保や監視業務の現地性等を勘案し、広島支所(所在地:広島市中区基町)、呉支所(所在地:呉市西中央一丁目)の2支所が設置されている。

【面積・地勢・気候】 管内の面積は2,622.66km²で、県内の約31%を占めている。地勢は、島しょ部・沿岸部・内陸部に分かれ、面積の大部分は林野で占められている。気候は、瀬戸内海沿岸特有の比較的温暖な地帯であるが、北部には一部豪雪地帯も含まれている。また、管内には、平成8年12月に世界遺産に登録された厳島神社を有する日本三景の一つ安芸の宮島を始め、日本一の筆の里として有名な熊野、岩倉・宮浜等の温泉地や冠山・もみのき森林公園、三段峡、八幡湿原、海水浴場、スキー場などの多彩な観光資源が分布している。

【人口】 住民基本台帳による管内の人口(平成26年1月1日現在)は579,859人(H25;582,301人)、世帯数は257,531世帯(H25;257,420世帯)で、いずれも減少傾向にある。また、隣接する広島市のベッドタウンとしての立地条件に恵まれている沿岸部に集中する一方、江田島市や廿日市市宮島町等の島しょ部及び安芸高田市や安芸太田町等の北部地域においては、過疎化が進展している。

【交通】 沿岸部にはJR山陽本線・呉線、広島電鉄宮島線が走っている。また、島しょ部の廿日市市宮島町、大竹市阿多田島には定期船が運行されている。道路は国道2号、31号及び54号等をはじめ、広島南道路(現在工事中)、広島熊野道路、広島呉道路及び東広島バイパス(現在工事中)で周辺地域と結ばれている。沿岸部では朝夕の慢性的な混雑が続いているが、山間部には公共交通機関の利便性の悪い地区が点在している。

【産業】 産業は、沿岸部においては、瀬戸内海臨海工業地帯を形成する県境の石油コンビナートやマツダ(株)、広島ガス(株)等と、これらに関連した中小の企業が数多く立地しており、近年では大型ショッピングセンターの開業が増えている。内陸部では、従来の農林業に加え、若者の定住を促す新たな産業の発信基地として、工業団地が整備されている。

管内人口の動向

(単位:世帯、人)

区 分	国勢調査 (H22.10.1)		住 民 基 本 台 帳 人 口				
	世 帯 数	人 口	H26. 1. 1 (A)	H25. 3. 31 (B)	H24. 3. 31 (C)	H23. 3. 31 (D)	増 減(E)= (A)-(B)
呉 市	98,480	239,553	235,408	237,138	239,894	242,233	-1,730
大竹市	11,852	28,848	28,112	28,139	28,384	28,696	-27
廿日市市	44,653	114,062	116,668	116,906	117,245	117,607	-238
安芸高田市	11,741	31,497	30,434	30,721	31,202	31,584	-287
江田島市	11,463	27,018	25,498	25,490	26,301	26,755	8
府中町	20,231	50,448	50,999	50,918	50,688	50,516	81
海田町	11,654	28,477	28,140	28,027	28,030	28,036	113
熊野町	9,288	24,539	24,784	24,878	25,020	25,120	-94
坂 町	5,087	13,267	13,282	13,337	13,441	13,428	-55
安芸太田町	3,028	7,259	7,097	7,216	7,395	7,545	-119
北広島町	7,751	19,970	19,437	19,531	19,774	20,001	-94
合 計	235,228	584,938	579,859	582,301	587,374	591,521	-2,442

市町別主要指標

区 分	総 数	呉 市	大 竹 市	廿 日 市 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
面積 (K m ²)	2,622.66	353.86	78.57	489.42	537.79	100.98	10.45	13.81	33.62	15.67	342.25	646.24
世帯数	257,531	109,521	12,571	48,791	13,078	12,588	21,597	11,998	10,367	5,624	3,301	8,095
総人口	579,859	235,408	28,112	116,668	30,434	25,498	50,999	28,140	24,784	13,282	7,097	19,437
0～4歳	22,629 (3.9)	8,824 (3.7)	1,018 (3.6)	4,790 (4.1)	988 (3.2)	703 (2.8)	2,544 (5.0)	1,401 (5.0)	928 (3.7)	632 (4.8)	169 (2.4)	632 (3.3)
5～9歳	23,290 (4.0)	8,959 (3.8)	1,028 (3.7)	5,012 (4.3)	1,138 (3.7)	731 (2.9)	2,369 (4.6)	1,335 (4.7)	1,126 (4.5)	677 (5.1)	175 (2.5)	740 (3.8)
10～14歳	25,338 (4.4)	9,794 (4.2)	1,106 (3.9)	5,441 (4.7)	1,231 (4.0)	801 (3.1)	2,568 (5.0)	1,412 (5.0)	1,208 (4.9)	668 (5.0)	230 (3.2)	879 (4.5)
15～19歳	27,037 (4.7)	10,714 (4.6)	1,220 (4.3)	5,796 (5.0)	1,347 (4.4)	885 (3.5)	2,601 (5.1)	1,417 (5.0)	1,292 (5.2)	640 (4.8)	275 (3.9)	850 (4.4)
20～24歳	26,492 (4.6)	10,864 (4.6)	1,364 (4.9)	5,672 (4.9)	1,206 (4.0)	998 (3.9)	2,453 (4.8)	1,358 (4.8)	1,008 (4.1)	586 (4.4)	209 (2.9)	774 (4.0)
25～29歳	27,879 (4.8)	10,918 (4.6)	1,418 (5.0)	6,120 (5.2)	1,169 (3.8)	968 (3.8)	2,898 (5.7)	1,831 (6.5)	960 (3.9)	646 (4.9)	209 (2.9)	742 (3.8)
30～34歳	29,986 (5.2)	11,457 (4.9)	1,432 (5.1)	6,465 (5.5)	1,311 (4.3)	1,169 (4.6)	3,318 (6.5)	1,889 (6.7)	1,198 (4.8)	751 (5.7)	223 (3.1)	773 (4.0)
35～39歳	36,144 (6.2)	14,330 (6.1)	1,534 (5.5)	7,586 (6.5)	1,647 (5.4)	1,260 (4.9)	3,779 (7.4)	2,153 (7.7)	1,581 (6.4)	920 (6.9)	273 (3.8)	1,081 (5.6)
40～44歳	39,915 (6.9)	16,190 (6.9)	1,867 (6.6)	8,076 (6.9)	1,699 (5.6)	1,358 (5.3)	4,060 (8.0)	2,342 (8.3)	1,905 (7.7)	1,017 (7.7)	304 (4.3)	1,097 (5.6)
45～49歳	34,215 (5.9)	13,652 (5.8)	1,669 (5.9)	7,009 (6.0)	1,500 (4.9)	1,224 (4.8)	3,741 (7.3)	1,824 (6.5)	1,534 (6.2)	793 (6.0)	307 (4.3)	962 (4.9)
50～54歳	32,536 (5.6)	12,948 (5.5)	1,593 (5.7)	7,021 (6.0)	1,585 (5.2)	1,330 (5.2)	3,241 (6.4)	1,535 (5.5)	1,174 (4.7)	688 (5.2)	365 (5.1)	1,056 (5.4)
55～59歳	35,109 (6.1)	13,390 (5.7)	1,820 (6.5)	8,086 (6.9)	2,022 (6.6)	1,616 (6.3)	2,969 (5.8)	1,517 (5.4)	1,322 (5.3)	661 (5.0)	478 (6.7)	1,228 (6.3)
60～64歳	46,052 (7.9)	18,298 (7.8)	2,287 (8.1)	9,847 (8.4)	2,690 (8.8)	2,360 (9.3)	3,348 (6.6)	1,994 (7.1)	1,985 (8.0)	940 (7.1)	602 (8.5)	1,701 (8.8)
65～69歳	46,414 (8.0)	19,890 (8.4)	2,292 (8.2)	8,803 (7.5)	2,499 (8.2)	2,442 (9.6)	3,246 (6.4)	1,864 (6.6)	2,329 (9.4)	980 (7.4)	602 (8.5)	1,467 (7.5)
70～74歳	39,402 (6.8)	17,353 (7.4)	1,974 (7.0)	6,683 (5.7)	2,022 (6.6)	2,123 (8.3)	2,810 (5.5)	1,617 (5.7)	2,174 (8.8)	888 (6.7)	572 (8.1)	1,186 (6.1)
75～79歳	32,893 (5.7)	14,545 (6.2)	1,687 (6.0)	5,429 (4.7)	1,942 (6.4)	1,916 (7.5)	2,130 (4.2)	1,114 (4.0)	1,483 (6.0)	670 (5.0)	642 (9.0)	1,335 (6.9)
80歳以上	54,528 (9.4)	23,282 (9.9)	2,803 (10.0)	8,832 (7.6)	4,438 (14.6)	3,614 (14.2)	2,924 (5.7)	1,537 (5.5)	1,577 (6.4)	1,125 (8.5)	1,462 (20.6)	2,934 (15.1)
人口密度	221.1	665.3	357.8	238.4	56.6	252.5	4,880.3	2,037.7	737.2	847.6	20.7	30.1

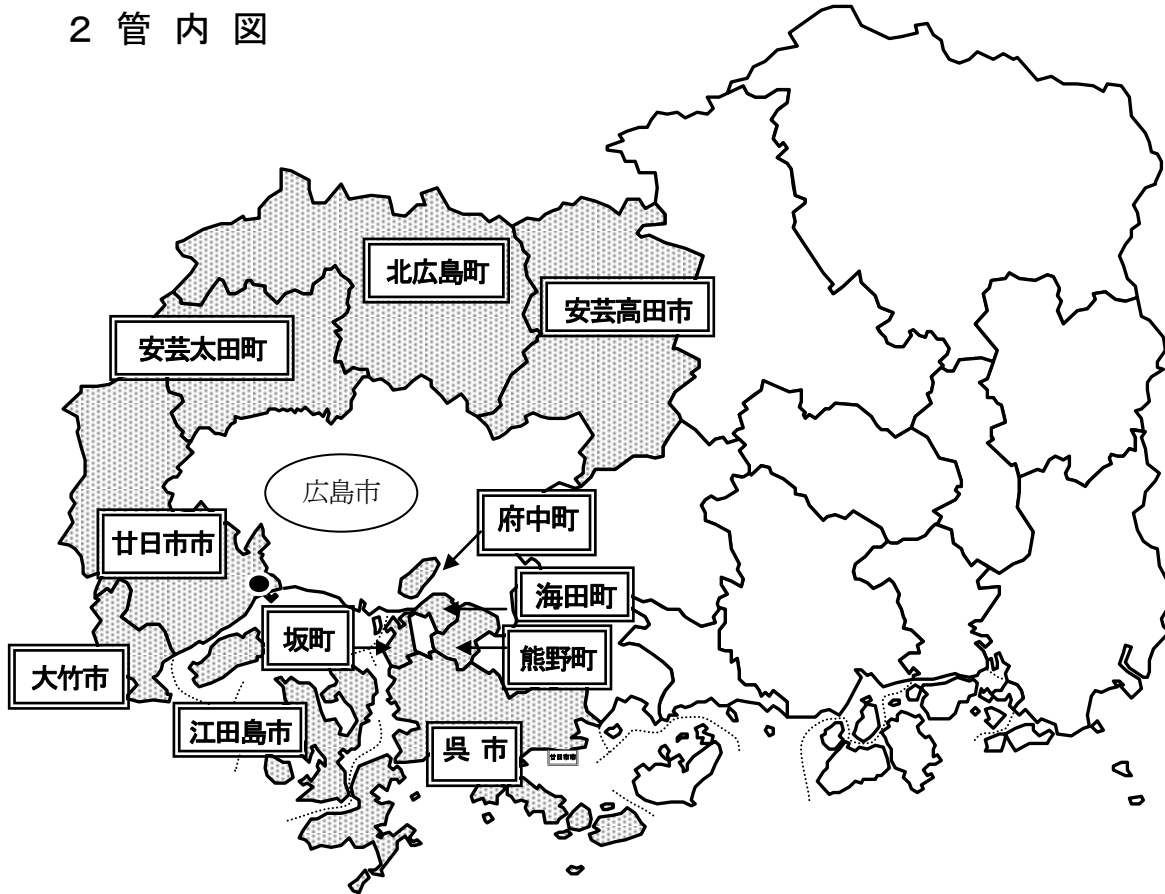
(注1) 面積…「平成25年度全国都道府県市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

(注2) 世帯数, 総人口, 年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[平成26年1月1日現在]

(注3) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

(注4) 人口密度…総人口/面積

2 管内図



所管業務の概要

1 管内全ての市町を所管する業務

介護保険法, 統計, 水道法, 温泉法等の業務。

ただし, 水道法は水道事業(簡易水道の認可・監視指導)業務, 温泉法は源泉に係る業務に限る。

なお, 簡易水道認可業務, 上水道事故発生時対応業務に限り, 広島市を含む。

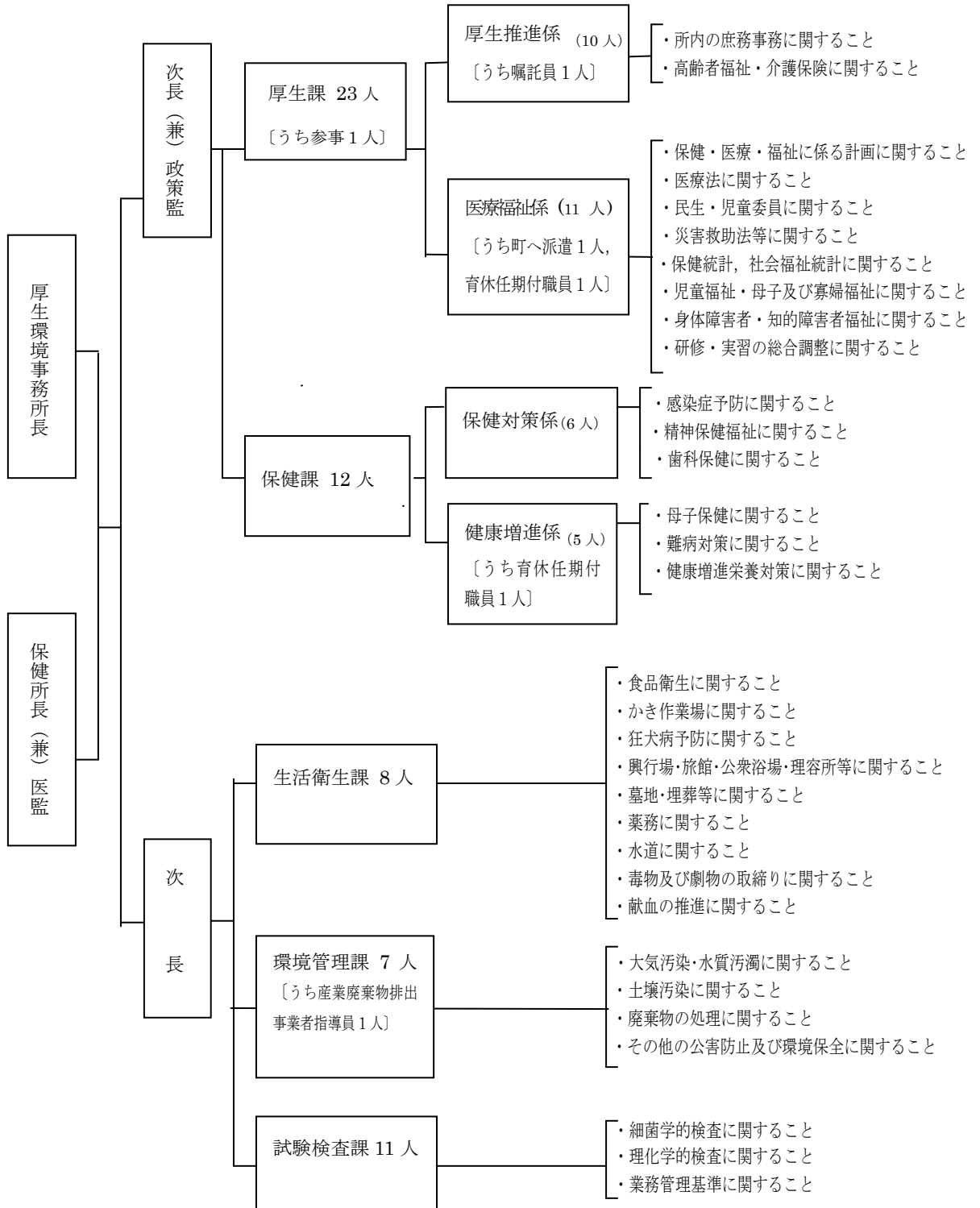
2 管内のうち限られた市町を所管する業務(広島支所, 呉支所の所管業務及び権限移譲による市町所管業務を除いたもの)

業務 \ 市町	大竹市	廿日市市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町
医療, 保健, 食品衛生, 薬事, 環境の業務	○	○					
生活衛生, 水道(簡易専用水道等), 温泉(利用)の業務	○		○	○	○	○	○
母子・寡婦福祉の業務	○	○					
障害者福祉の業務				○	○	○	○
児童福祉の業務				○	○	○	○
保育所							

3 試験検査業務

試験検査業務は, 所管市町(呉市を除く。)に加えて, 西部東厚生環境事務所・保健所(竹原市, 東広島市, 大崎上島町), 北部厚生環境事務所・保健所(三次市, 庄原市)の試験検査業務を含む。

3 行政組織 (平成 26 年 4 月 1 日現在)



4 沿革

(旧)廿日市福祉保健センター		(旧)廿日市保健所		管内市町村の変遷	
S17. 7. 1	佐伯郡地方事務所が廿日市町旗の浦に設置される。	S19. 10	佐伯郡廿日市町材木町309番地の1に開所、佐伯郡陸地部6町21村を管轄。		
		S20. 4. 1	事務長制となる。		
		S24. 4. 1	8月～10月原爆被爆者の救護活動に従事する。		
		S25. 10	医務課、予防課の2課制となる	S25. 4. 1	大野村が町制を施行し大野町となる。
		S26. 4. 1	廿日市町桜尾858の666に木造2階建の新庁舎が落成し移転する。	S25. 11. 1	厳島町が宮島町に改称する。
S26. 10. 1	佐伯郡地方事務所に厚生課が設置され佐伯郡10町22村（佐伯郡陸地部8町16村、島しょ部2町6村）を管轄。		医務課が総務課に改称される。	S26. 1. 1	鹿川村が町制を施行し鹿川町となる。
				S26. 2. 11	小方村が町制を施行し小方町となる。
				S26. 4. 1	木野村が大竹町に編入される。
				S29. 9. 1	大竹町、小方町、玖波町、栗谷村、友和村を廃し大竹市となる。
				S29. 11. 3	大柿町、深江村、飛渡瀬村を廃して大柿町になる。
				S30. 4. 1	五日市町、観音村、八幡村、河内村、石内村の区域を廃して五日市町に、津田町、玖島村、浅原村、四和村、友和村を廃して佐伯町に、中村、高田村、鹿川町を廃して能美町となる。
S31. 4. 1	佐伯郡地方事務所を廃止し、廿日市福祉事務所が設置される。課制施行により社会課及び保護課が設置される。	S33. 4. 1	保健婦が総務課から予防課に移管される。	S31. 9. 30	廿日市町、平良村、宮内村、原村、地御前村を廃して廿日市町に、砂谷村、水内村、上水内村を廃して湯来町に、沖村、三高村の区域を廃して沖美町となる。
		S35. 4. 1	総務課、公衆衛生課、予防課の3課制となる。		
S39. 4. 1	児童家庭課が設置される。	S37.	庁舎を増築する。		
		S40. 4. 1	総務課に庶務係、医務係、公衆衛生課に食品衛生係、環境衛生係、予防課に予防保健係、保健婦係を置く。		
		S42. 4. 1	公衆衛生課が環境衛生課に改称される。		
S44. 4. 1	廿日市合同庁舎が廿日市町廿日市桂公園南下に完成し、同町旗の浦から廿日市町廿日市1-3に移転。	S44. 4. 1	次長制となる		
		S45. 4. 1	環境衛生課に公害係を置く。		
		S46. 4. 1	化学試験室を増築する。		
		S47. 4. 1	試験検査室を置き3課1室制となる。		
S48. 4. 1	課の名称変更により児童家庭課が福祉課に変更される。	S49. 4. 1	公害係を廃して公害課を置き、4課1室制となる。		
S51. 4. 1	能美町、沖美町、大柿町の3町を呉福祉事務所へ移管				
	課の名称変更により福祉課を指導課に、保護課を福祉課に変更される。	S53. 4. 1	環境衛生課環境衛生係を環境薬事係に改称する。		
S52. 11. 1	住居表示が廿日市町桜尾本町11-1に変更される。	S54. 12.	新庁舎建設着手に伴い、仮庁舎(廿日市市本町2-3旧廿日市給食センター)に移転する。		
S56. 4. 1	能美町、沖美町、大柿町の3町が呉福祉事務所から移管	S56. 1. 3	新庁舎(広島県廿日市第二合同庁舎：廿日市市桜尾二丁目2-68)が完成し、2月5日移転する。	S57. 4. 1	町名を「佐伯町」から「佐伯町」に変更する。
H5. 3. 31	廿日市保健所と統合のため、第二合同庁舎に移転			S60. 3. 20	五日市町が広島市に編入される。
				S63. 4. 1	廿日市町が市制を施行して廿日市市となる。
廿日市総合福祉保健センター(廿日市福祉保健センター・廿日市保健所)					
H5. 4. 1	総合的な福祉・保健施策の推進のため地方機関の組織改革が行われ、廿日市保健所と廿日市福祉事務所を統合して廿日市総合福祉保健センター(廿日市福祉保健センター・廿日市保健所)を設置、所在地を廿日市合同庁舎：廿日市市桜尾二丁目2-68とする。福祉保健部と環境部の2部制を実施、福祉保健部では総務課に庶務係と地域医務係を設置し、老人保健福祉推進室を新設する。福祉課に指導係と福祉係を設置し、保健課に予防係と保健婦係を設置。環境部では、公害課を環境管理課、試験検査室が試験検査課となる。能美町、沖美町、大柿町を呉総合福祉保健センターに移管。				
H9. 4. 1	地域保健法の全面施行に伴って、福祉保健部では、老人保健福祉推進室が保健福祉推進室に改組され、保健課の予防係及び保健婦係が廃止され、保健対策係及び健康増進係が設置される。				
広島地域事務所厚生環境局及び広島地域保健所、海田分室					
H13. 4. 1	地方機関の再編整備に伴い、地域事務所を設置。廿日市総合福祉センターと海田総合福祉センターが統合され、広島地域事務所厚生環境局及び広島地域保健所に名称が変更される。なお、海田総合福祉センター管内については、分室が設置される。可部総合福祉センター試験検査課及び東広島総合福祉センター試験検査課が廃止され、広島地域事務所厚生環境局・広島地域保健所試験検査課に統合される。			H15. 3. 1	佐伯町、吉和村が廿日市市に編入される。
				H17. 4. 25	湯来町が広島市に編入される。
				H17. 11. 3	大野町、宮島町が廿日市市に編入される。
西部厚生環境事務所・西部保健所、広島支所、呉支所					
H21. 4. 1	地方機関の再編整備に伴い、専門分野ごとに独立した事務所を設置。広島地域事務所厚生環境局及び広島地域保健所が名称変更され、西部厚生環境事務所及び西部保健所(以下「本所」という。)に名称が変更される。また、芸北地域事務所厚生環境局及び芸北地域保健所並びに広島地域事務所厚生環境局海田分室及び広島地域保健所海田分室が統合され、西部厚生環境事務所及び西部保健所の広島支所(以下「広島支所」という。)となり、呉地域事務所厚生環境局及び呉地域保健所も名称が変更され、西部厚生環境事務所及び西部保健所の呉支所となる。呉地域事務所厚生環境局試験検査課及び備北地域事務所厚生環境局試験検査課が廃止され、西部厚生環境事務所・保健所試験検査課に統合される。				
H24. 4. 1	広島支所に福祉課が設置され、本所の生活保護業務(府中町分)を移管。本所の福祉課は廃止され、厚生課で生活保護以外の福祉業務を担当することとなる。				

5 常設の相談等の実施計画

健康相談日

(平成26年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
精神保健福祉相談	精神科医師による相談	平成26年4月17日(木)	13:30～16:00	西部保健所2階相談室	要 予 約
		平成26年5月13日(火)	13:30～16:00	〃	
		平成26年5月29日(木)	13:30～16:00	廿日市市あいプラザ	
		平成26年6月19日(木)	13:30～16:00	西部保健所2階相談室	
		平成26年7月17日(木)	13:30～16:00	大竹市役所	
		平成26年8月5日(火)	13:30～16:00	廿日市市あいプラザ	
		平成26年9月9日(火)	13:30～16:00	西部保健所2階相談室	
		平成26年10月16日(木)	13:30～16:00	〃	
		平成26年11月11日(火)	13:30～16:00	〃	
		平成26年11月25日(火)	13:30～16:00	廿日市市あいプラザ	
		平成26年12月18日(木)	13:30～16:00	西部保健所2階相談室	
		平成27年1月15日(木)	13:30～16:00	大竹市役所	
		平成27年2月19日(木)	13:30～16:00	西部保健所2階相談室	
		平成27年3月3日(火)	13:30～16:00	〃	
エイズ	HIV抗体検査	毎月第3水曜日	9:30～11:30	西部保健所2階相談室	要 予 約
肝 炎	B型・C型肝炎ウイルス検査	毎月第3水曜日	13:00～14:30	西部保健所2階相談室	要 予 約

【第2部】 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策

関連ページ：31～33

【施策の方向】

地域の保健・医療・福祉の充実を図るため、関係事業の実施、調査・研究を通じて関係機関・団体の連携を深める。また、保健・医療・福祉サービスの実情に即した人材の確保・養成に努める。

【事業の内容】

(1) 地域保健対策協議会活動

広島西二次保健医療圏域（大竹市、廿日市市）内の保健・医療・福祉の関係団体で構成する「広島県西部地域保健対策協議会」（以下「県西部地対協」という。）において、保健・医療・福祉に関する事項の調査・検討や、関係事業を実施することにより、地域住民の健康の保持・増進及び福祉の向上に努める。

県西部地対協には、地域ケア、公衆衛生・母子保健、救急医療及び保健医療計画推進の4専門部会を設け、地域包括ケア体制構築の推進、「健康ひろしま21」圏域計画の推進、救急医療体制の確保、地域保健医療計画の推進等について協議するとともに、自主的な活動組織の育成・指導等を行う。

(2) 人材確保及び育成・資質の向上

少子・高齢化の急速な進展等により、保健・医療・福祉サービスの需要が増大しており、これに対応する人材確保及び養成が大きな課題となっている。これらの状況に対応するため、大学等の養成機関から実習生を受け入れ、実習指導を行う。

2 地域福祉活動対策

【施策の方向】

地域福祉を担う民生委員・児童委員の活動を推進するため、民生委員・児童委員協議会との密接な連携に努める。

民生委員・児童委員数（管内（5市6町））の推移（単位：人）

区 分	委 員 数		
	男	女	計
平成25年度	550	929	1,479
平成24年度	557	919	1,476
平成23年度	556	1,013	1,569

【施策の方向】

誰もが、高齢になっても、地域の一員として、安心して、生き生きと暮らせる社会の実現に向けて、市町、関係機関及び関係団体等と連携し、「ひろしま高齢者プラン（広島県老人福祉計画・介護保険事業支援計画）」に基づき、高齢者保健福祉対策を計画的・総合的に推進する。

【事業の内容】

(1) 「ひろしま高齢者プラン」の推進

市町老人福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護・福祉サービス体制の着実な推進を支援するとともに、保健・医療・福祉関係団体との調整を図り、市町及び事業者に対して適切な指導を行うなど、「ひろしま高齢者プラン」に基づき保健福祉施策の総合的な推進を図る。

(2) 介護サービスの推進

高齢者が、要介護・要支援状態になっても、できる限り自分の住まいで、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービス、介護予防サービスを提供する事業者の指定を行うとともに、介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図るため、事業者に対する実地指導、監査を実施する。

第1表 介護事業所に対する実地指導状況（4市6町（呉市除く））

(単位：か所)

区 分	指定居宅介護 支援事業所	指定居宅サービス 事業所	指定介護予防 サービス事業所	介護療養型 医療施設
平成25年度	17	55	53	4
平成24年度	40	99	100	4
平成23年度	9	30	30	1

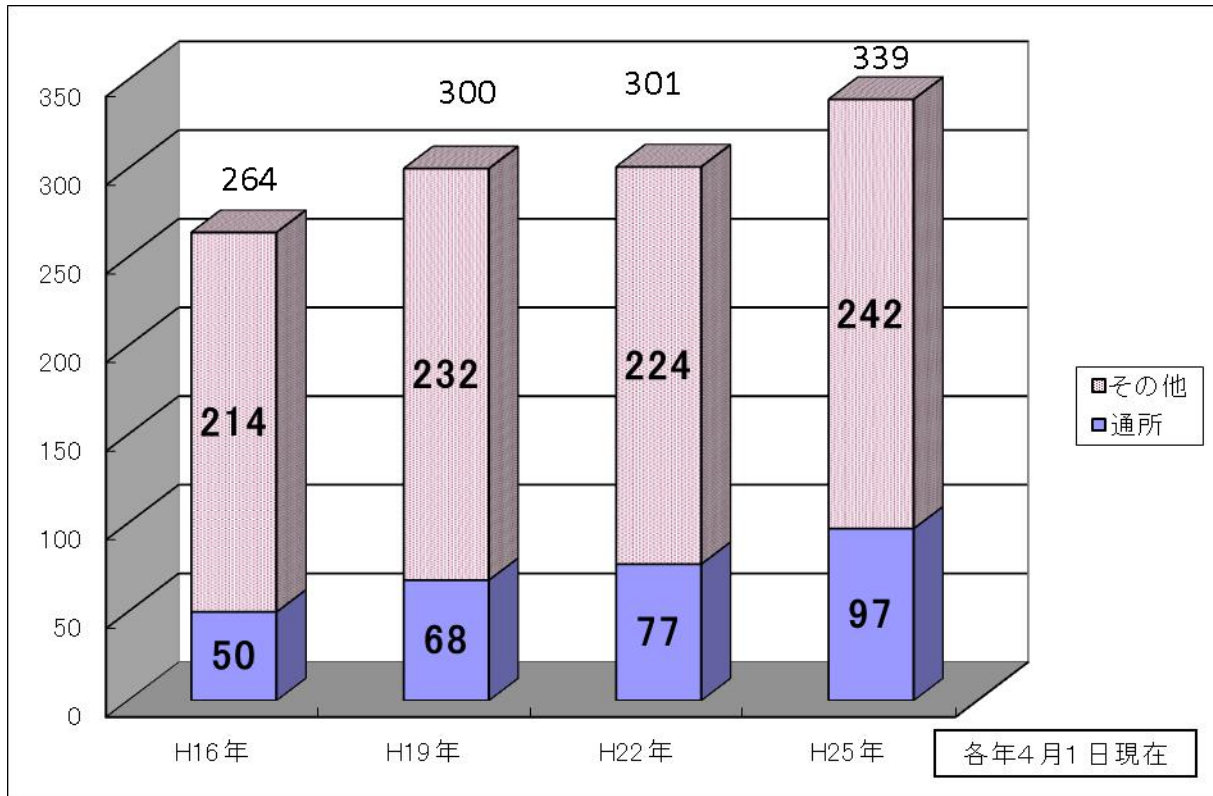
第2表 居宅サービス事業所の推移

(単位：事業所)

区 分		H16年 (A)	H19年	H22年	H25年 (B)	増加率 (B)/(A)
管内 (4市6町)	全事業所	264	300	301	339	128.4%
	うち通所介護事業所	50	68	77	97	194.0%
県内	全事業所	2,173	2,754	2,794	3,136	144.3%
	うち通所介護事業所	405	599	707	868	214.3%

(各年4月1日現在)

通所介護事業所とその他事業所の施設数の推移



〈居宅サービス事業のうち、通所介護サービスの概況〉

居宅サービス12事業は、介護保険法施行後14年を経過し事業所数、利用量とも飛躍的に伸びており、高齢者の自立生活を支える介護保険の役割は益々重要となっている。中でも通所介護事業は事業所数が最多であり、また、増加率の伸びが最大である。

※要介護者が、通所介護を利用した場合の1か月の自己負担額等の具体例（個別事情により異なる）

〈前提〉通所介護事業所（所在地：廿日市市、利用定員30人）へ週2日通い、1日当たりのサービス提供時間が5.5時間（入浴、排せつ、機能訓練等）及び食事の提供を受けた場合

（平成26年4月1日改定）

介護度	利用総額	
	うち自己負担額	うち事業所受領額
要介護1	5,663円	50,958円
要介護5	9,135円	82,206円

介護サービス事業所の情報が、インターネットで検索できます。

介護事業所検索

検索 ← CLICK

4 身体障害者（児）・知的障害者（児）福祉対策

関連ページ：36

【施策の方向】

障害の有無にかかわらず，県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現を目指し策定された「広島県障害者プラン（平成16年3月策定）」に基づき，障害者が地域社会の中で自立した生活を送り，積極的に社会参加ができるよう，関係機関との密接な連携を図り，障害者支援施策を推進する。

【事業の内容】

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムが円滑に運営されるよう適切な事業者指定・指導を行う。

5 児童福祉対策

関連ページ：37, 39

【施策の方向】

次代を担う児童の健全育成が重要な課題であることから，県が策定した「みんなで育てる子ども夢プラン」に基づき，市町等関係機関と連携して，子育て支援施策の推進・充実に努める。

【事業の内容】

保育所等における適切な保育の提供に資するため，保育行政等指導監査を実施する。

6 母子・寡婦福祉対策

関連ページ：38

【事業の内容】

母子家庭・寡婦の経済的な自立の助成と生活意欲の助長を図り，併せて扶養している児童の福祉を推進するため，母子・寡婦福祉資金の貸付を行う。

また，母子・寡婦福祉資金の償還に当たっては，借受者の実情に即した償還指導を行う。

7 医療対策

関連ページ：40

【施策の方向】

広島西二次保健医療圏域において，医療提供体制の確保を図る。

【事業の内容】

(1) 医療施設の指導

医療施設における適正な医療の確保を図るため，病院，診療所に立入検査を実施し，入院患者の安全管理，医療従事者の確保，構造設備及び管理について必要な指導を行う。

立入検査の状況（大竹市，廿日市市）（単位：か所）

区 分	立入検査			
	延件数	病 院	診療所	歯科診療所
平成 25 年度	23	13	8	2
平成 24 年度	24	18	5	1
平成 23 年度	27	13	10	4

(2) 救急医療対策

軽症の救急患者に対応する一次（初期）救急医療として，大竹市，廿日市市が設置する休日夜間救急診療所や地区医師会による在宅当番医制の充実を図る。

一次（初期）救急医療では対応することが困難な重症救急患者を受け入れる二次救急医療を，独立行政法人国立病院機構広島西医療センターと広島県厚生農業協同組合連合会広島総合病院（以下「厚生連広島総合病院」という。）による病院群輪番制により確保する。

また，二次救急医療施設では対応困難な重症，重篤な患者に対応する三次救急医療を，厚生連広島総合病院が担っている。こうした救急医療対策の充実を図るため，県西部地対協救急医療専門部会を中心に協議・検討を行う。

さらに，地域住民の救命率の向上に向け，救急現場から医療機関に搬送するまでに救急救命士が行う適切な応急処置を支援するため，医療機関と搬送機関が密接に連携したメディカルコントロール体制を推進する。

(3) 地域保健医療計画の推進

5 疾病（がん・糖尿病・脳卒中・急性心筋梗塞・精神疾患）5 事業（小児・周産期・救急・災害・へき地対策）及び在宅医療体制の現状・課題について，県西部地対協において検討が行われ，平成 25 年度から 5 年間の計画が策定された。

広島西保健医療圏においては，「在宅医療」，「救急医療」，「糖尿病」対策について特に重点的に取り組むこととしている。

8 災害対策

【事業の内容】

広島県地域防災計画等に基づき，災害対策配備計画を策定し，防災体制を整備する。

また，災害が発生した場合は，被害状況を迅速に確認・調査する。

さらに，災害救助法が適用された場合は，市町長の災害救助活動等を支援する。

9 健康増進・栄養改善対策

関連ページ：41～42

【施策の方向】

健康寿命の延伸を図るため，望ましい生活習慣の定着や食育の推進に向けた意識啓発・情報提供を行うとともに，関係機関と連携・協働し健康づくりに取り組みやすい環境整備を図る。

【事業の内容】

(1) 健康づくり対策

ア 「健康ひろしま21」圏域計画の推進

広島西二次保健医療圏域計画の重点課題である「健康寿命を延伸するため生活習慣病の予防と重症化予防」及び「こころの健康づくりの推進」に取り組むため、市など関係機関との協働により、各種施策を実施する。

イ 健康生活応援店の推進

住民の健康づくり活動を支援する店舗を「健康生活応援店」として認証し、健康的な生活の推進と健康に配慮した環境整備を図る。

受動喫煙防止の取組を推進するため、禁煙・分煙に取り組む健康生活応援店の拡大を図る。

健康生活応援店数（大竹市、廿日市市）の状況

（平成25年度末現在）（単位：件）

たばこ		食生活			運動実践 （※2）	健康づく り応援	計 （※1）
禁煙	分煙	栄養成分 表示	ヘルシー メニュー	食事バラ ンス			
23	2	2	3	0	0	17	47

※1 健康生活応援店数は、複数の項目の認証を受けている店があるため、認証実店数は44である。

※2 運動実践には、正しい歩き方指導、ウォーキング勧奨・応援、サークル支援の項目がある。

(2) 栄養改善対策

ア 給食施設指導

管内の給食施設における栄養管理及び衛生管理の充実を図るため、個別巡回指導及び研修会等の集団指導を実施する。

イ 健康増進法に基づく食品表示指導

栄養表示・誇大表示等について業者等への相談指導を行うとともに、県民・市関係者等に対し正しい知識の普及啓発を図る。

ウ 人材育成

市栄養改善対策担当者及び地域活動栄養士に対して研修等を行い、人材育成に努める。

(3) 食育推進対策

「食育推進圏域連絡会議」を開催し、地域における食育推進のネットワーク化を図るとともに、市における食育推進計画の推進を支援する。

(4) アレルギー疾患相談事業

アレルギー疾患の患者やその家族の不安を解消し、生活を支援するため、生活や食事について随時相談を行うとともに関係者と連携した取組みを推進するため研修会等を行う。

【施策の方向】

感染症発生時には、広島県感染症危機管理マニュアル（平成26年6月改正）に基づき、まん延を防止するよう対策を講じるとともに、特に新型インフルエンザに関しては、「新型インフルエンザ対策行動計画」等に基づき、的確な対応を行う。

【事業の内容】

(1) 結核対策

平成19年4月、「結核予防法」が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合されたことに伴い、結核は二類感染症に類型区分され、総合的な対策が実施されることとなった。

管内の新規登録患者数、登録者数については、いずれも横ばい状態であるが、高齢者の割合が高いため、これらの年齢層を中心とした結核対策を推進する。

広島県及び管内の結核罹患率・有病率の状況 (単位：人，%)

区 分	管 内 (大竹市, 廿日市市)				広 島 県			
	新規登録患者数	罹患率 (人口10万 対)	活動性 結核患 者数	有病率 (人口10万 対)	新規登録患者数	罹患率 (人口10万 対)	活動性 結核患 者数	有病率 (人口10万 対)
平成24年	22	15.0	19	10.9	411	14.4	264	9.3
平成23年	27	19.0	18	12.6	434	15.2	316	11.1
平成22年	22	15.4	14	9.8	455	15.9	340	11.9

ア 結核対策特別促進事業

- (ア) 高齢者福祉施設職員等を対象とした講習会の実施
- (イ) 直接服薬支援（DOTS）を軸とした服薬支援
- (ウ) 高齢者施設及び高等学校等へのパンフレット配布による啓発普及

イ 患者が発見された場合、結核健康診断等委託医療機関との連携による結核接触者検診を行い、感染源対策の徹底を図る。

ウ 感染症診査協議会結核部会を定例的に開催し、医療費の公費負担申請に係る適正医療の普及を図る。

(2) 感染症対策

ア 新型インフルエンザの発生に対応するため、広島西新型インフルエンザ対策推進会議を設置するなど、関係機関との適切な情報の共有のもとに危機管理体制を整備し、迅速・的確な感染拡大の防止を図る。

また、感染症（鳥インフルエンザH5N1ほか）の発生に備え、迅速に対応するための訓練等を実施する。

イ エイズ予防対策については、住民に対する正しい知識の普及啓発をポスター等の掲示により実施するとともに、プライバシーの保護に配慮しながら、エイズ相談を常時実施する。

また、HIV抗体検査を月1回実施し、感染者の早期発見・二次感染防止を図る。

ウ 肝炎ウイルスについては、感染している疑いがあり検査を受けることを希望する者に対して、C型肝炎ウイルス検査、B型肝炎ウイルス検査及び相談事業を月1回実施し、キャリアを早期に発見、早期に適切な医療に結びつける。

また、ウイルス性肝炎の治療で、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療の医療費の経済的な負担を軽減するため、医療費の一部を助成する。

エ 事前対応型の体制整備として、医療機関・保健所・県・国間のコンピューターオンラインシステムによる情報の収集、情報分析及び感染症発生动向調査体制の充実を図ることにより、効果的な予防対策に努める。

11 歯科保健対策

関連ページ：48

【施策の方向】

「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」(平成23年3月14日施行)の施行に伴い、管内市・関係団体と連携して、総合的・計画的に歯と口腔の健康づくりを推進する。

【事業の内容】

生涯を通じた口腔の健康づくりのため、80歳で20本の歯を保つ「8020運動」の推進や、はつらつ家族表彰等を行い住民の口腔ケアの充実を図るとともに、必要に応じ難病患者等に対して、専門的口腔ケア指導を実施する。

また、「健康ひろしま21」圏域計画の推進を図るため、地区歯科衛生連絡協議会(大竹地区、廿日市地区)と連携し、地域での歯科保健事業を総合的・効果的に推進する。

12 精神保健福祉対策

関連ページ：49～50

【施策の方向】

広島県障害者プラン(平成26年3月策定)に基づき、「相談体制の充実」、「精神疾患の早期発見」、「社会復帰対策等の充実」を柱に保健、医療、福祉施策の総合的な取り組みを進める。

あわせて、依然深刻な自殺問題については「広島県自殺対策推進計画」(平成22年3月)に基づき、管内市、関係団体と連携し総合的な自殺対策を推進する。

【事業の内容】

(1) 適切な医療連携

精神保健福祉法に基づき各種制度の適切な運用により、必要とされる医療の提供につなげるとともに、地域生活支援の維持・向上に努める。

また、精神科病院の現地指導、入院者病状審査及び入院状況調査を行い、患者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保を図る。

(2) 地域精神保健福祉活動

ア 自殺予防対策推進事業

地域の関係者が自殺の原因となる心の健康問題に関する相談技能を向上させ、自殺のおそれのある者やその周辺の者等への支援ができるよう講演会等を実施する。

イ 精神保健福祉相談及び訪問指導事業

保健師による家庭訪問指導や精神科医による精神保健福祉相談（思春期相談を含む）を実施し、当事者や家族の支援を行う。

ウ 市への支援

精神障害者への保健福祉施策が各市において円滑に実施できるよう必要な協力支援を行う。

特に、危機介入を必要とする事例や、ひきこもり、薬物依存症者、高次脳機能障害者等への必要な支援を各市と連携して行う。

13 難病対策

関連ページ：51～53

【施策の方向】

特定疾患及び小児慢性特定疾患の患者及び家族の精神的不安や経済的負担軽減を図るため、医療費の公費負担を行うとともに在宅療養を支援する。

【事業の内容】

(1) 特定疾患及び小児慢性特定疾患治療研究事業

原因不明で治療方法が確立されていない、特定疾患 56 疾患及び小児慢性特定疾患 11 疾患群について、医療費の公費負担を行い経済的負担の軽減を図る。

特定疾患及び小児慢性特定疾患治療研究事業の承認件数（大竹市、廿日市市）

（単位：件）

区分	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
特定疾患治療研究事業	1,080	1,014	940
小児慢性特定疾患治療研究事業	209	191	201

(2) 難病相談等事業

患者や家族の精神的不安の解消や介護等負担の軽減を図るため、保健・医療・福祉に関する相談会や講演会・交流会を実施する。

(3) 重症難病患者地域支援事業

在宅の重症難病患者の安定した療養生活の支援を行うため、関係機関と連携し、保健師等による家庭訪問を実施する。

14 母子保健対策

関連ページ：56

【施策の方向】

地域の母子保健対策を総合的に推進するため、市など関係機関と連携し、より効果的・専門的な支援を実施する。

【事業の内容】

(1) 心身障害児対策

心身障害の早期発見・療育を目的として、長期療養児療育相談事業や先天性代謝異常等検査事業を実施する。

また、各事業の検査・相談結果等から保護者の不安等を解消するため必要に応じて、市等関係機関と連携し支援を行う。

(2) 不妊治療支援事業（次世代育成支援対策事業）

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成する。

不妊治療費助成申請件数（大竹市，廿日市市）

（単位：件，人）

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
計 (延)	118	121	100
実人員	71	67	57

15 食品衛生対策

関連ページ：57～62

【施策の方向】

食中毒など、食品による危害の発生を未然に防止するため、食品製造・加工施設をはじめ集団給食施設や大規模旅館等の大量調理施設の監視指導を行うとともに、管内で製造された食品や流通している食品の収去検査を実施し、不良食品の排除に努める。

また、食品衛生協会と協力して、食品事業者の自主衛生管理体制の確立を推進する。

県内の集団食中毒^(※)発生状況（単位：件，人）

区 分	管内（大竹市，廿日市市）		県全体	
	事件数	有症者数	事件数	有症者数
平成 25 年	0	0	12	200
平成 24 年	1	51	24	2,585
平成 23 年	4	79	20	251

(※) 集団食中毒：有症者数が6名以上の食中毒

【事業の内容】

(1) 監視指導及び収去検査

ア 食品製造施設

- ・各製造工程での衛生管理の実施状況や施設等の管理状況を監視指導する。
- ・総合衛生管理製造過程の承認施設に対して国に同行して立ち入り，HACCP システムによる自主衛生管理体制の維持・整備について指導・助言を行う。



イ 仕出し・弁当施設，旅館業及び集団給食施設等

- ・衛生講習会を実施して衛生知識の向上を図るとともに，施設への立入調査や副食等の細菌検査を実施する。
- ・観光地宮島について，毎年，国内外から訪れる多くの観光客の衛生確保対策として，参道沿いの飲食店，旅館，土産物店等の集中監視を行う。

ウ かき作業場

- ・本県の特産品として全国に出荷しているかきの衛生確保を図るため，当所管内にあるかき作業場に対して，かきシーズン前の衛生講習会，重点的な監視指導及び取去検査を実施する。また，かき作業場の営業者に対しては，作業従事者の検便，使用水の検査等自主衛生管理の徹底を図る。

(2) 自主衛生管理体制の確立

- ・廿日市食品衛生協会の円滑な事業運営及び食品衛生指導員活動の活性化等を助言・指導し，食品事業者の自主的な衛生管理体制の確立を推進する。

16 生活衛生対策

関連ページ：63～64

【施策の方向】

旅館，興行場，公衆浴場，理容所，美容所及びクリーニング所などの生活衛生関係営業施設の衛生確保を図るため，構造設備基準・衛生措置基準の適合状況について監視指導を行う。

特に，旅館や公衆浴場などの入浴施設の管理者に対しては，自主衛生管理の徹底を図り，レジオネラ症の発生防止に努める。

また，水道事業及び専用水道等の施設設備の維持管理状況等（特にクリプトスポリジウム対策）について監視指導を行う。

旅館・理容所・美容所数の推移（大竹市，安芸郡，安芸太田町）
（単位：施設）

区 分	旅 館	理 容 所	美 容 所
平成 25 年度	51	164	254
平成 24 年度	57	166	253
平成 23 年度	58	165	249



17 薬事対策

関連ページ：65～67

【施策の方向】

医薬品等の安全性の確保や，毒物劇物による危害防止を図るため，薬局や毒物劇物製造施設等の監視指導を行う。また，血液製剤の需要増加に対応できるよう，献血の推進に努める。



【事業の内容】

(1) 薬局・医薬品販売業の監視指導

医薬品等の安全性、有効性の確保を図るため、薬局・医薬品販売業における医薬品等の管理状況、医薬品の広告物等について監視指導するとともに、不良医薬品を排除するため医薬品の収去検査を実施する。

また、薬局における安全管理体制の整備を指導するとともに、医薬品の適正使用について普及啓発を図る。

(2) 毒物劇物営業施設等の監視指導

毒物劇物による危害防止を図るため、毒物劇物製造業・販売業におけるその取扱い及び保管管理等について監視指導を行う。

(3) 麻薬・覚せい剤等の監視指導

薬局及び病院等における麻薬、向精神薬及び覚せい剤原料の譲渡・保管等について監視指導を行う。

また、自生けしを撲滅するため、開花期に関係市・住民の協力を得て除去に努める。

(4) 献血推進対策

医療技術の進歩に伴い、血液製剤の使用量が年々増加していることから、その需要に対応するとともに安全性の高い血液製剤を供給するため400mL献血や成分献血の推進を図る。

また、献血思想の普及に努める。

(5) 温泉の監視指導

温泉は、療養・保養及び休養の場として見直され、その需要が増大してきている。管内には、多くの温泉地があり、この温泉の適正な利用を図るため、温泉利用施設における利用方法、掲示等について監視指導を行う。

18 環境保全対策

関連ページ：68～70

【施策の方向】

環境の悪化を未然に防止し、安全で安心できる快適な生活が送れるように、大気・水質環境の保全対策、ダイオキシン類対策、土壌汚染対策、地球温暖化対策及びオゾン層の保護等、環境保全対策を推進する。

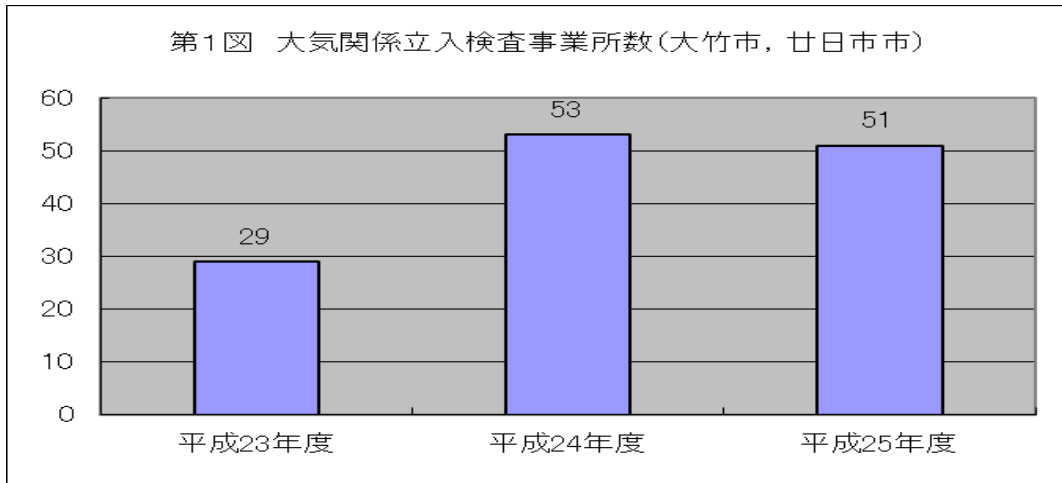
【事業の内容】

(1) 大気汚染防止対策

大気汚染防止法等の規制対象となる工場・事業場の立入検査を実施する。

大気汚染を監視し、硫黄酸化物、光化学オキシダント等の濃度が一定の基準を超えたときは大気汚染緊急時の措置として、広島県大気汚染緊急時措置要領に基づき、関係企業に協力を求め、緊急時の措置を要請した場合の措置状況を検査する。

また、CO₂削減やフロン類排出抑制対策等に取り組み、地球の温暖化防止及びオゾン層の保護対策を推進する。

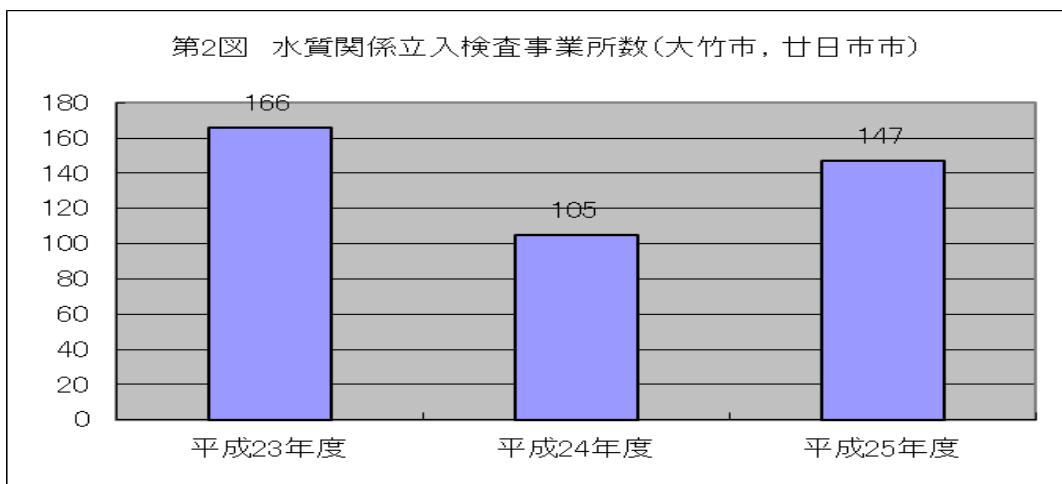


(2) 水質汚濁防止対策

水質汚濁防止法等の規制対象となる工場・事業場の立入検査を実施する。

生活排水による汚濁を防止するため、関係市と連携し浄化槽の適正管理、設置を推進する。

水質汚染事故が発生した場合には、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応し被害拡大防止を図る。



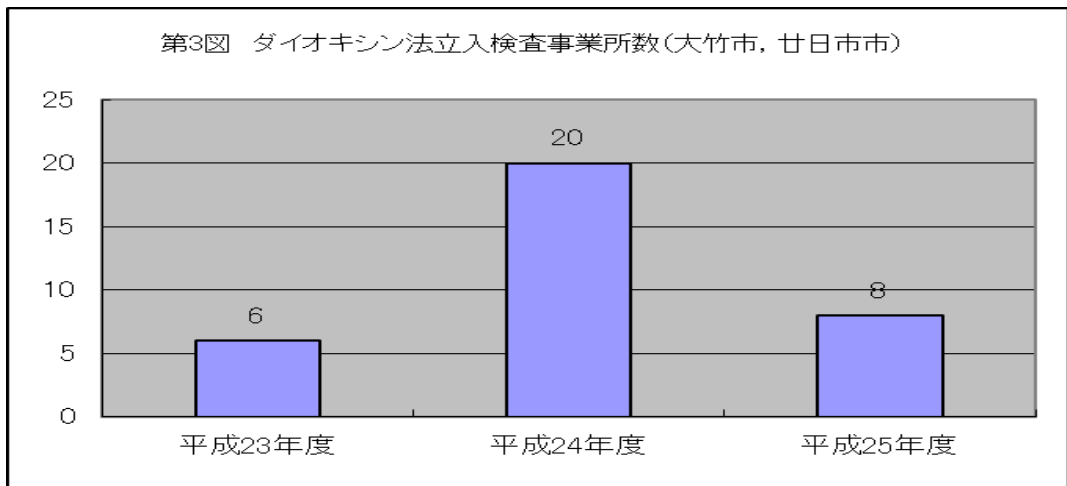
(3) 土壌汚染防止・化学物質対策

土壌に係る環境汚染を防止するため、有害物質を使用等する事業者に対し土壌汚染対策の推進を図る。

ダイオキシン類の規制対象となる工場・事業場の立入検査を実施するとともに、環境ホルモン物質等の化学物質のモニタリング調査を実施する。

第1表 土地の形質変更に係る届出・報告件数

	土壌汚染対策法による形質変更届出件数	広島県生活環境の保全等に関する条例による土地履歴調査結果報告件数
平成25年度	10	8
平成24年度	8	5
平成23年度	7	5

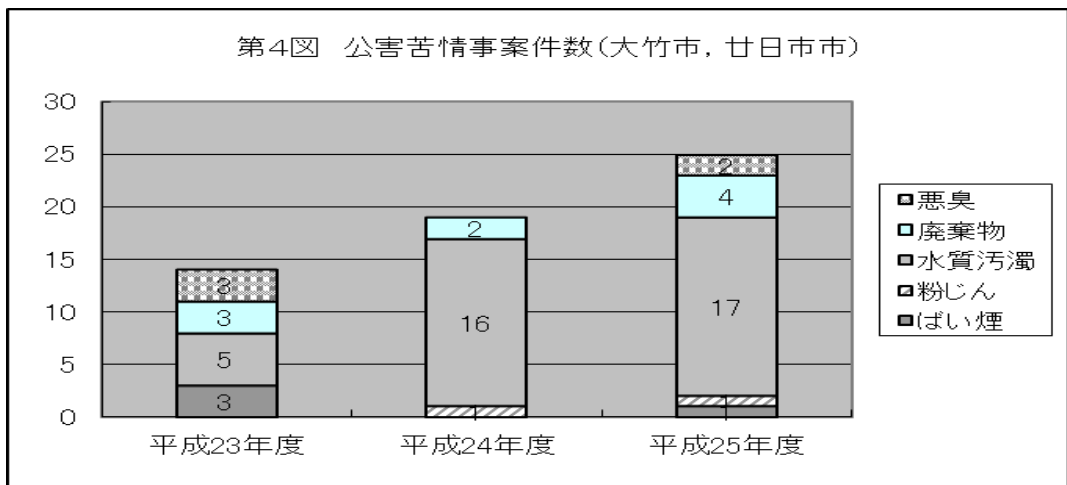


(4) 公害苦情事案対策

大気汚染・水質汚濁や廃棄物の不法投棄などの住民からの苦情相談に、市など関係機関と連携し取り組む。

第2表 公害苦情事案件数

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
公害苦情事案件数 (繰越分を含む)	14	19	25



(5) 啓発・環境学習

県民一人ひとりが環境への負荷の少ないライフスタイルのあり方などに対する理解と認識を深め、それを実践できるよう環境保全に関する普及啓発を行う。

19 廃棄物対策

関連ページ：71～74

【施策の方向】

廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクル及び適正処理を図るため、廃棄物対策を推進するとともに、廃棄物の不法投棄防止対策に取り組む。

【事業の内容】

(1) 一般廃棄物対策

管内のごみ処理施設，し尿処理施設及び浄化槽が適正に維持管理されるよう，監視指導権限を移譲した市に対しフォローアップを行う。

(2) 産業廃棄物対策

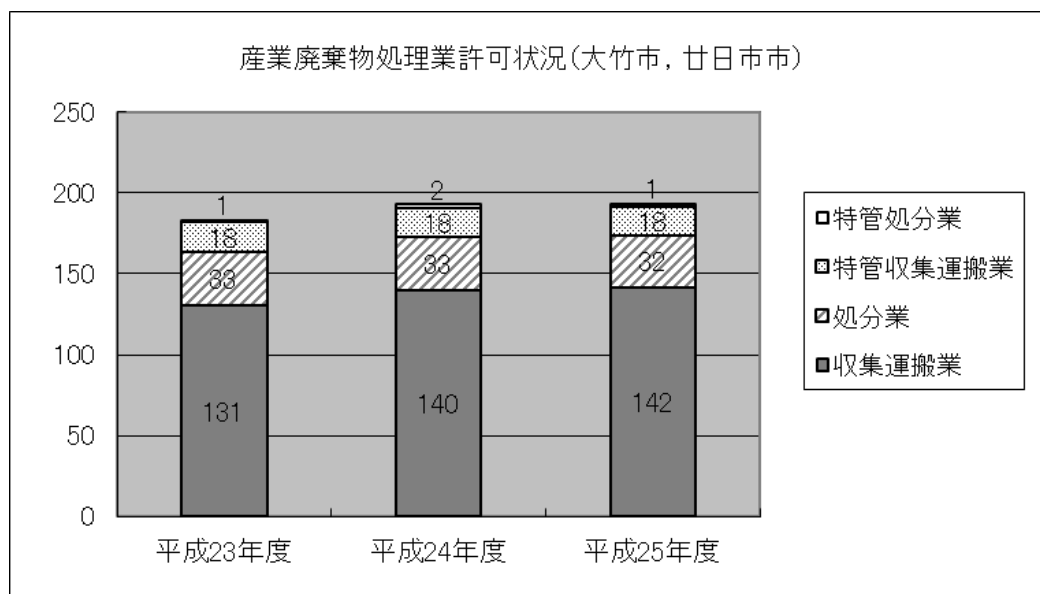
産業廃棄物処理業者，産業廃棄物処理施設，産業廃棄物排出事業所及び自動車リサイクル法登録・許可業者等の立入検査を実施するとともに，不法投棄監視のための陸からのランドパトロール，海からのシーパトロール及び空からのスカイパトロール等を行い，廃棄物の不適正処理の未然防止に努め，排出抑制，資源化リサイクル等の推進，廃棄物の減量化及び適正処理について指導する。

また，廃棄物の不法投棄防止対策については，西部厚生環境事務所広島支所と共に，双方の管内の市町，警察署及び海上保安部等の関係機関と県の関係機関により「広島西部地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会」を設置しており，関係機関が連携し一体となった対策を実施する。

産業廃棄物関係立入検査等の状況（大竹市，廿日市市）

（単位：事業所，回）

区 分	産業廃棄物処理業 立入事業所数	自動車リサイクル法 立入検査事業所数	不法投棄等 パトロール回数
平成 25 年度	131	6	41
平成 24 年度	176	24	41
平成 23 年度	248	9	50



※特管：特別管理産業廃棄物

【事業の内容】

食品衛生、環境保全対策等に係る行政検査、食中毒、苦情事案及び感染症等の危機管理検査、権限移譲に伴う受託検査について、細菌学的検査と理化学的検査を実施する。

(1) 行政検査

ア 食品衛生対策においては、食品等の成分規格や食品添加物、輸入食品等の指定外添加物、農産物中の残留農薬、衛生規範に基づく細菌等の検査を実施する。

第1表 食品衛生関係の検査状況 (単位：件)

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
成分規格(かきを含む)	376	346	379
食品添加物	68	65	69
輸入食品(指定外添加物)	10	10	10
残留農薬	16	16	16
衛生規範	133	122	129

イ 環境保全対策においては、水質汚濁防止法に基づく工場・事業場排水の検査を実施する。

第2表 環境保全関係の検査状況 (単位：件)

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
工場・事業場	915	865	820

ウ 産業廃棄物対策においては、埋立地や産業廃棄物処理場の排水等の検査を実施する。

第3表 産業廃棄物関係の検査状況 (単位：件)

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
産業廃棄物	321	250	192

(2) 危機管理対応検査

ア 食中毒事案等の発生時は、保存食品や有症者便等について、食中毒起因菌検索を行い原因究明に必要な検査を実施する。

第4表 食中毒事案の検査状況 (単位：件)

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
食中毒	3	21	228

イ 感染症事案の発生時は、感染拡大防止のため有症者及び接触者の検便を速やかに実施する。

第5表 感染症事案の検査状況 (単位：件)

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
感染症	27	35	47

ウ 水道水源汚染事案，河川の汚染事案，産業廃棄物関係事案及び工場・事業場排水関係事案対応の検査を実施する。

第6表 水質事案の検査状況 (単位：件)

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
水道水源汚染事案	0	0	8
河川の汚染事案	0	0	1
産業廃棄物関係事案	1	0	8
工場排水関係事案	1	1	0

(3) 受託検査

水質汚濁防止法の権限移譲に伴い三次市及び庄原市から委託を受け，工場・事業場排水の検査を実施する。

第7表 受託検査の状況 (単位：件)

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
三 次 市	68	68	71
庄 原 市	63	72	84

【第3部】 資 料

管内の主要な行政客体一覧

管内の状況 一覧(その1)

(平成26年3月31日現在)

区 分	総 数	呉 市	大 竹 市	廿 日 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	備 考
保 育 所 公 立	11							4	1	2	4		
私 立	9							4	3	2			
母 子 生 活 支 援 施 設	2	1		1									
児 童 館	3							2			1		
児 童 遊 園	1									1			
身 体 障 害 者 (児) 人 数	2,023							1,310		713			
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	20	8	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	H26.4.1 現在
居 宅 介 護 支 援 事 業 所	175	74	7	34	10	9	10	7	9	2	5	8	〃
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	593	260	27	93	47	34	38	27	16	11	12	28	〃
病 院	13		3	10									
病 院 病 床 数	2,573		876	1,697									
一 般 診 療 所	127		29	98									
歯 科 診 療 所	70		13	57									
助 産 所	6		1	5									
施 術 所	72		13	59									
衛 生 検 査 所	-												
給 食 施 設 数	79		15	64									
食 品 関 係 施 設 数 (要 許 可)	2,326		452	1,874									
食 品 関 係 施 設 数 (不 要 許 可)	1,009		216	793									
食 品 関 係 条 例 対 象 施 設 数	422		95	327									
犬 の 登 録 頭 数	8,407		1,302	7,105									
旅 館	51		6				2	2	5		36		
公 衆 浴 場	19		1				3	2	3	3	7		
興 行 場	1						1						
理 容 所	164		36				56	26	22	11	13		
美 容 所	254		57				81	48	35	15	18		
ク リ ー ニ ン グ 所	109		18				30	28	19	6	8		

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

管内の状況 一覧(その2)

(平成26年3月31日現在)

区 分	総 数	呉 市	大 竹 市	廿 日 市 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	広 島 市	備 考
上 水 道	6		1		1	1		1	1		-	1		
簡 易 水 道	36	5		6	13						3	4	5	
専 用 水 道	11								1		10			
薬局(既存薬局を含む。)	82		26	56										
店 舗 販 売 業	21		4	17										
既 存 一 般 販 売 業	-													
卸売販売業(みなし卸売販売業を含む。)	7		1	6										
既 存 薬 種 商 等	-													
特 例 販 売 業	-													
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業	37		10	27										
管理医療機器販売業・賃貸業	263		65	198										
麻 薬 取 扱 者	377		90	287										
温 泉 利 用 施 設	10						1	1		1	7			
ば い 煙 発 生 施 設	298		92	206										
ば い 煙 関 係 特 定 施 設	170		116	54										
揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設	14		9	5										
一 般 粉 じ ん 発 生 施 設	38		21	17										
特 定 粉 じ ん 発 生 施 設	-													
粉 じ ん 関 係 特 定 施 設	143		98	45										
ダ イ オ キ シ ン 関 係 特 定 施 設	23		7	16										
水 質 汚 濁 関 係 特 定 事 業 場	424		72	352										
第一種フロン類回収業者(事業者数)	18		2	16										
汚 水 等 関 係 特 定 事 業 場	39		6	33										
汚 染 土 壌 処 理 業	424		71	353										
産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業	144		33	111										
産 業 廃 棄 物 処 理 業 者	32		4	28										
うち優良認定	2			2										
中間処理施設	34		18	16										
最終処分場	7			7										
P C B 廃 棄 物 保 管 事 業 所	48		14	34										
産 業 廃 棄 物 事 業 場 外 保 管 届	1			1										
産 業 廃 棄 物 多 量 排 出 事 業 者 処 理 計 画 策 定 事 業 所	25		11	14										
自 動 車 リ サ イ ク ル 引 取 業 者	46		8	38										
フロン類回収業者	11		1	10										
解体業者	2			2										
破碎業者	1			1										

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) 一般販売業は、卸売一般販売業を除く。

人口動態

(1) 人口動態総覧 市町村・年次別

区分	人口	出生児数 (人)						死亡者数 (人)						
		総数	男	女	率 (人口千対)	(内) 低体重児		総数	男	女	率 (人口千対)	(内) 乳		
						総数	出生に占める割合 (%)					総数	率 (出生千対)	
広島県	22年	2,827,820	25,546	13,086	12,460	9.0	2,456	9.6	27,561	14,384	13,177	9.7	64	2.5
	23年	2,824,000	25,469	12,992	12,477	9.0	2,543	10.0	28,608	14,787	13,821	10.1	53	2.1
	24年	2,817,000	24,846	12,723	12,123	8.8	2,391	9.6	29,273	15,008	14,265	10.4	57	2.3
管内	22年	584,938	4,589	2,333	2,256	7.8	452	9.8	6,677	3,491	3,186	11.5	7	1.6
	23年	591,521	4,565	2,353	2,212	7.7	451	9.9	6,784	3,466	3,318	11.5	13	2.8
	24年	587,374	4,420	2,241	2,179	7.5	452	10.2	7,120	3,666	3,454	12.1	12	2.7
呉市	22年	239,553	1,858	945	913	7.8	190	10.2	3,021	1,571	1,450	12.7	3	1.6
	23年	232,233	1,812	929	883	7.8	183	10.1	3,029	1,556	1,473	13.0	6	3.3
	24年	239,894	1,692	851	841	7.1	183	10.8	3,142	1,608	1,534	13.1	5	3.0
大竹市	22年	28,848	182	82	100	6.4	17	9.3	321	178	143	11.3		
	23年	28,696	186	100	86	6.5	16	8.6	349	190	159	12.2	1	5.4
	24年	28,384	199	98	101	7.0	21	10.6	365	194	171	12.9		
廿日市市	22年	114,062	930	475	455	8.3	93	10.0	997	518	479	8.9	1	1.1
	23年	117,607	905	451	454	7.7	86	9.5	1,024	530	494	8.7	1	1.1
	24年	117,245	910	488	422	7.8	92	10.1	1,085	576	509	9.3	4	4.4
安芸高田市	22年	31,497	175	89	86	5.6	22	12.6	453	247	206	14.6		
	23年	31,584	242	121	121	7.7	19	7.9	507	252	255	16.1	1	4.1
	24年	31,202	177	91	86	5.7	14	7.9	531	272	259	17.0		
江田島市	22年	27,018	136	80	56	5.1	12	8.8	466	222	244	17.4		
	23年	26,755	159	81	78	5.9	14	8.8	457	237	220	17.1		
	24年	26,301	134	68	66	5.1	5	3.7	450	228	222	17.1	1	7.5
府中町	22年	50,448	524	261	263	10.5	45	8.6	363	197	166	7.3	2	3.8
	23年	50,516	508	272	236	10.1	58	11.4	363	170	193	7.2	1	2.0
	24年	50,688	563	268	295	11.1	68	12.1	401	220	181	7.9	2	3.6
海田町	22年	28,477	303	153	150	11.0	25	8.3	221	133	88	8.0		
	23年	28,036	321	162	159	11.4	35	10.9	230	115	115	8.2	2	6.2
	24年	28,030	285	130	155	10.2	23	8.1	203	106	97	7.2		
熊野町	22年	24,539	177	95	82	7.3	14	7.9	230	117	113	9.4		
	23年	25,120	171	97	74	6.8	17	9.9	238	136	102	9.5		
	24年	25,020	177	92	85	7.1	10	5.6	238	108	130	9.5		
坂町	22年	13,267	142	70	72	10.8	16	11.3	148	78	70	11.2		
	23年	13,428	112	60	52	8.3	11	9.8	127	60	67	9.5		
	24年	13,441	128	76	52	9.5	16	12.5	184	94	90	13.7		
安芸太田町	22年	7,259	29	10	19	4.0	1	3.4	138	63	75	19.1		
	23年	7,545	35	16	19	4.6	4	11.4	151	71	80	20.0	1	28.6
	24年	7,395	35	13	22	4.7	6	17.1	166	82	84	22.4		
北広島町	22年	19,970	133	73	60	6.7	17	12.8	319	167	152	16.0	1	7.5
	23年	20,001	114	64	50	5.7	8	7.0	309	149	160	15.4		
	24年	19,774	120	66	54	6.1	14	11.7	355	178	177	18.0		

(注) 平成22年～平成24年広島県人口動態統計年報による。ただし、広島県の人口については、当年の10月1日の推計人口による。

人)		死産胎数(胎)				周産期死亡数(人)				婚姻件数		離婚件数		区分	
児死亡		総数	自然	人工	率 (出産千対)	総数	妊娠満22週 以後の死産	早期新生児 死亡	率 (出産千対)	総数	率 (人口千対)	総数	率 (人口千対)		
(内)新生児死亡															
総数	率 (出生千対)														
28	1.1	555	254	301	21.3	100	78	22	3.9	15,402	5.4	5,472	1.9	22年	広島県
20	0.8	605	277	328	23.8	95	80	15	3.7	14,849	5.3	5,133	1.8	23年	
26	1.0	526	260	266	21.2	100	81	19	4.0	14,668	5.2	5,074	1.8	24年	
2	0.5	96	48	48	21.0	22	20	2	4.8	2,880	5.0	966	1.7	22年	管内
5	1.1	121	60	61	26.5	17	13	4	3.7	2,695	4.6	982	1.7	23年	
4	0.9	111	56	55	25.1	19	16	3	4.3	2,755	4.7	930	1.6	24年	
1	0.5	39	17	22	20.6	7	6	1	3.8	1,233	5.2	382	1.6	22年	呉市
3	1.7	38	13	25	21.0	5	3	2	2.8	1,111	4.8	373	1.6	23年	
2	1.2	41	16	25	24.2	6	4	2	3.5	1,137	4.7	361	1.5	24年	
		4	1	3	21.5					121	4.2	36	1.3	22年	大竹市
		5	2	3	26.9	1	1		5.4	140	4.9	39	1.4	23年	
		3	2	1	15.1					136	4.8	44	1.6	24年	
		20	13	7	21.1	3	3		3.2	507	4.5	229	2.0	22年	廿日市市
1	1.1	25	13	12	27.6	3	2	1	3.3	490	4.2	209	1.8	23年	
1	1.1	21	10	11	23.1	4	3	1	4.4	509	4.3	200	1.7	24年	
		5	2	3	27.8					133	4.3	43	1.4	22年	安芸高田市
		5	4	1	20.7	1	1		4.1	107	3.4	45	1.4	23年	
		4	2	2	22.6	1	1		5.6	112	3.6	53	1.7	24年	
		1	1		7.3					116	4.3	32	1.2	22年	江田島市
		5	4	1	31.4					103	3.8	36	1.3	23年	
1	7.5	6	4	2	44.8	2	2		14.9	75	2.9	54	2.1	24年	
1	1.9	14	7	7	26.0	1		1	1.9	307	6.2	90	1.8	22年	府中町
1	2.0	19	13	6	37.4	4	4	3	7.9	304	6.0	94	1.9	23年	
		12	7	5	21.3	2	2		3.6	311	6.1	73	1.4	24年	
		6	3	3	19.4					190	6.9	50	1.8	22年	海田町
		8	3	5	24.9	1	1		3.1	185	6.6	58	2.1	23年	
		10	7	3	35.1	1	1		3.5	199	7.1	54	1.9	24年	
		4	3	1	22.1	1	1		5.6	91	3.7	56	2.3	22年	熊野町
		5	2	3	29.2					100	4.0	61	2.4	23年	
		3		3	16.9					105	4.2	39	1.6	24年	
		1		1	7.0					78	5.9	20	1.5	22年	坂町
		4	2	2	35.7	2	2		17.9	56	4.2	16	1.2	23年	
		4	2	2	31.3	1	1		7.8	55	4.1	18	1.3	24年	
		1	1		33.3					20	2.8	4	0.6	22年	安芸太田町
		3	2	1	85.7	1	1		28.6	21	2.8	6	0.8	23年	
		2	2		57.1					19	2.6	6	0.8	24年	
		1		1	7.3					84	4.3	24	1.2	22年	北広島町
		4	2	2	35.1					78	3.9	45	2.2	23年	
		5	4	1	41.7	2	2		16.7	97	4.9	28	1.4	24年	

(2) 選択死因別死亡者数

(単位:人)

選択死因分類コード		Se01	Se02	Se14	Se15	Se16	Se21	Se25	Se26	Se27	Se28	Se29	Se30	Se31	Se32	Se34		選択死因分類コード		
死因分類コード		01200	02100	04100	09100	09200	09300	09400	10200	10400	10500	11300	14200	18100	20100	20200		死因分類コード		
選択死因分類	総数	結核	悪性新生物	糖尿病	高血圧性疾患	(高心疾患 高血圧性を除く)	脳血管疾患	大動脈瘤及び び離	肺炎	慢性閉塞性肺疾患	喘息	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の事故	自殺	その他	選択死因分類		
広島県	22年	27,561	64	8,036	286	113	4,682	2,539	311	2,806	369	46	347	615	1,127	1,043	607	4,570	22年	広島県
	23年	28,608	52	8,151	336	153	4,770	2,672	334	2,997	418	45	355	661	1,292	1,010	553	4,809	23年	
	24年	29,273	48	8,166	341	137	4,925	2,624	354	2,950	378	42	370	647	1,554	1,041	579	5,117	24年	
管内	22年	6,677	15	1,898	62	43	1,136	638	86	678	95	6	71	142	337	278	118	1,074	22年	管内
	23年	6,784	13	1,893	81	55	1,152	665	91	673	101	15	84	171	325	219	103	1,143	23年	
	24年	7,120	9	1,886	84	40	1,260	703	72	709	84	15	89	167	363	268	126	1,245	24年	
呉市	22年	3,021	11	848	30	27	509	263	55	315	48	3	31	68	174	134	48	457	22年	呉市
	23年	3,029	7	879	35	34	490	272	45	314	52	4	35	89	148	109	36	480	23年	
	24年	3,142	5	873	40	16	562	273	32	304	41	6	35	83	148	127	49	548	24年	
大竹市	22年	321		95	1	1	50	26	5	39			3	5	12	9	7	68	22年	大竹市
	23年	349	1	83	9	2	60	34	5	38	4	1	4	6	20	7	5	70	23年	
	24年	365		94	3	1	69	29	4	41	4	1	7	6	11	13	11	71	24年	
廿日市市	22年	997	2	312	10	2	157	93	8	85	10	3	11	16	43	44	17	184	22年	廿日市市
	23年	1,024	2	283	14	6	164	98	13	101	12	2	12	23	55	26	24	189	23年	
	24年	1,085		302	11	9	180	120	12	93	12	2	15	20	52	34	27	196	24年	
安芸高田市	22年	453	2	127	3	1	70	51	3	59	8		2	13	28	16	9	61	22年	安芸高田市
	23年	507	3	120	5	3	88	71	5	56	8	2	6	10	29	15	7	79	23年	
	24年	531	1	106	6	1	91	58	3	88	5		6	8	48	23	9	78	24年	
江田島市	22年	466		126	4	1	85	59		36	5		7	12	20	26	9	76	22年	江田島市
	23年	457		121	5	4	89	57	3	30	11		6	6	20	19	7	79	23年	
	24年	450		128	5	6	90	61	1	28	4		4	9	19	15	7	73	24年	
府中町	22年	363		103	2	1	74	31	8	44	2		4	5	10	15	8	56	22年	府中町
	23年	363		102	3	1	82	22	8	35	5	2	7	10	10	10	4	62	23年	
	24年	401		114	3	2	62	39	8	43	3	1	7	10	10	17	7	75	24年	
海田町	22年	221		70	1		38	24	1	23	4		5	2	5	8	3	37	22年	海田町
	23年	230		73	2		41	19	6	20	4		3	5	2	7	7	41	23年	
	24年	203		62	4		34	25	5	17	1	1	2	5	5	5	2	35	24年	
熊野町	22年	230		60	3	1	47	28	2	18	5		1	2	11	5	4	43	22年	熊野町
	23年	238		69	2		47	26	3	14	3	1	3	4	4	6	4	52	23年	
	24年	238		62	2		29	22	2	34	2	2	3	11	18	4	5	42	24年	
坂町	22年	148		42	2	2	24	11	1	14	4		2	5	3	4	4	30	22年	坂町
	23年	127		41	2	1	12	12	1	18		1	1	2	3	2	3	28	23年	
	24年	184	2	40	2	3	42	12	4	14	4	1	1	4	6	7	1	41	24年	
安芸太田町	22年	138		32	1	1	28	15		17	1		5	13	2	3	20	22年	安芸太田町	
	23年	151		37		1	26	20	2	18		1	1	4	14	3	1	23		23年
	24年	166		33	2		35	25		18	4		1	1	17	5	5	20		24年
北広島町	22年	319		83	5	6	54	37	3	28	8		5	9	18	15	6	42	22年	北広島町
	23年	309		85	4	3	53	34		29	2	1	6	12	20	15	5	40	23年	
	24年	355	1	72	6	2	66	39	1	29	4	1	8	10	29	18	3	66	24年	

(注) 平成22年～平成24年 広島県人口動態統計年報による。

(3) 主要死因別標準化死亡比

区 分	総数	Se01 結核	Se02 悪性 新生物	Se14 糖 尿病	Se15 高 血 圧 性 疾 患	Se16 心 疾 患	Se21 脳 血 患 疾 患	Se25 大 動 脈 瘤 及 び 解 離	Se26 肺 炎	Se27 慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患	Se28 喘 息	Se29 肝 疾 患	Se30 腎 不 全	Se31 老 衰	Se32 不 慮 の 事 故	Se34 自 殺	区 分
広 島 県	99.9	113.8	98.6	97.4	82.6	101.0	94.1	97.9	102.0	99.9	99.3	108.4	111.5	97.5	104.9	95.3	広 島 県
呉 市	106.1	145.3	103.2	111.3	109.1	103.4	97.1	102.5	100.8	106.3	112.9	119.0	120.5	120.8	122.2	92.0	呉 市
大 竹 市	98.6	153.1	98.2	64.9	55.1	103.3	97.6	60.1	108.3	76.1	52.7	86.1	104.9	77.6	95.7	70.6	大 竹 市
廿 日 市 市	90.9	136.3	93.8	76.7	81.9	87.1	88.5	86.7	86.3	77.3	33.4	120.2	75.8	103.2	100.7	72.6	廿 日 市 市
安 芸 高 田 市	99.1	97.1	90.7	60.5	53.0	116.5	87.3	74.3	101.0	79.2	50.1	96.6	109.1	111.7	136.5	154.2	安 芸 高 田 市
江 田 島 市	114.8	46.4	117.2	152.7	145.7	128.3	130.8	54.5	78.3	142.1	180.1	127.4	98.2	95.8	126.3	114.8	江 田 島 市
府 中 町	93.5	113.7	99.7	61.7	64.5	95.8	94.4	85.0	107.6	100.7	120.4	77.4	104.5	25.5	55.3	81.2	府 中 町
海 田 町	95.5	52.6	92.2	129.5	40.0	103.8	81.9	73.9	98.5	146.8	89.1	122.1	105.4	51.7	81.6	82.8	海 田 町
熊 野 町	105.3	143.8	97.7	138.6	108.5	124.4	87.0	92.0	99.4	148.2	164.7	88.3	100.3	68.5	123.1	106.5	熊 野 町
坂 町	108.3	0.0	111.1	46.7	74.2	111.8	80.5	151.8	108.2	122.4	120.4	163.2	195.5	49.1	108.9	102.5	坂 町
安 芸 太 田 町	103.0	60.1	85.6	94.9	81.4	107.1	89.4	120.8	85.7	74.9	103.9	126.0	190.5	200.1	142.7	148.8	安 芸 太 田 町
北 広 島 町	98.7	0.0	78.9	85.2	85.4	102.2	107.4	101.0	88.2	121.6	133.7	103.9	90.4	160.7	165.4	170.5	北 広 島 町

(注) 平成17年～21年 標準化死亡比による。

用語の解説等

- この資料は、平成 22 年から平成 24 年の人口静・動態統計等を取りまとめたものである。
- 用語の解説

自然増加	出生数から死亡数を減じたものをいう。
乳児死亡	生後 1 年未満の死亡をいう。
新生児死亡	生後 4 週未満の死亡をいう。
早期新生児死亡	生後 1 週未満の死亡をいう。
死産	妊娠満 12 週（妊娠第 4 月）以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において、心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
自然死産と人工死産	人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児または付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。 （1）胎児を出生させることを目的とした場合 （2）母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合
周産期死亡	妊娠満 22 週以後の死産と早期新生児死亡を合わせたものをいう。
婚姻	人口動態でいう婚姻とは、市町村長が法律上有効なものとして婚姻届を受け付けた「法律婚」であり、事実婚は含まれていない。
選択死因	死因のうち、社会的に関心の高い死因をピックアップしたものをいう。
主要死因	死因のうち、死亡者の多い死因をピックアップしたものをいう。

- 各比率の算出方法は、次のとおりである。

- 出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚率 = $\frac{\text{年間の事件数}}{\text{基礎人口}} \times 1,000$
- 乳児死亡・新生児死亡率 = $\frac{\text{年間の事件数}}{\text{年間の出生数}} \times 1,000$
- 死産率 = $\frac{\text{年間の死産数}}{\text{年間の出産数}} \times 1,000$ 出産数とは、出生数と死産数を加えたものである。
- 周産期死亡率 = $\frac{\text{周産期死亡（妊娠満 22 週以後の死産＋生後 1 週未満の死亡）数}}{\text{出産（出生＋妊娠満 22 週以後の死産）数}} \times 1,000$
- 死因別死亡率 = $\frac{\text{死因別死亡数}}{\text{基礎人口}} \times 100,000$
- 標準化死亡比（Standardized Mortality Ratio: SMR）

SMR の定義は、次のとおりであり、年齢構造の影響を取り除いた死亡率の指標の一つである。

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{実死亡数}}{\text{期待死亡数}} \times 100$$

実死亡数＝観察集団の全年齢死亡数

期待死亡数＝{観察集団の年齢（階級）X 歳の人口×基礎集団のその年齢（階級）X 歳の死亡率} の各年齢（階級）についての総和

すなわち、期待死亡数とは、年齢（階級）別死亡率が基礎集団（通常は全国）と同じであると仮定したときに期待（予測）される死亡数であり、実際の死亡数をこれで除したものが SMR である。

従って、SMR は低い方が望ましく、SMR が 100 を超えていれば、年齢構造の違いを考慮してもなお、死亡率が基礎集団よりも高いことを示すものである。

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(平成 25 年度)

職 種	学生数(人)	延学生数(人)	実習期間(日)	養 成 施 設 名
計	41	107	15	
小計	21	57	6	
保 健 師	9	25	3	日本赤十字広島看護大学
	12	32	3	日本赤十字広島看護大学
			3	
小計	10	40	8	
管理栄養士	5	20	4	安田女子大学
	5	20	4	広島女学院大学
小計				
社会福祉主事				
小計				
医 師				
小計	10	10	1	
歯科衛生士	10	10	1	広島高等歯科衛生士専門学校
小計				
訪問介護員				
小計				
そ の 他				

(2) 衛生教育の実施状況

(平成 25 年度)

区分	総 数	(再掲)		感 染 症	(再掲)		精 神	難 病	母 子	成 人・老 人	栄 養・健 康増 進	歯 科	医 事・薬 事	食 品	環 境	そ の 他
		地 区組 織活 動	健 康危 機管 理		結 核	エイ ズ										
回数	157			26	14	8	15	8	1	5	8	1	9	82	2	
延 人 員	8,242			2,607	976	1,178	693	526	31	559	206	75	420	3,080	45	

注) 厚生労働省大臣官房統計情報部作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領による。

(3) 市町指導の状況

(平成 25 年度)

区分	保健計画の策定・地域診断	母子保健	健康増進	介護予防・生活支援	歯科保健	感染症		精神保健福祉		難病	介護保険	健康危機管理	その他	計
						(再掲)		(再掲)						
						結核	エイズ	ヘルパ	ー養成					
実施回数	6		1							2			1	10
参加延人員	55		8							8			51	122

(4) 圏域地域保健対策協議会の状況

(平成 25 年度末現在)

名称	広島県西部地域保健対策協議会
設立年月日	平成 9 年 11 月 27 日
構成団体	地区医師会，地区歯科医師会，地区薬剤師会，公的病院，看護協会， 介護支援専門員連絡協議会，公衆衛生推進協議会，社会福祉協議会， 民生委員・児童委員協議会，女性関係団体，市，厚生環境事務所・保健所
会長	松本 春樹（佐伯地区医師会会長）
部会の設置	地域ケア専門部会，公衆衛生・母子保健専門部会，救急医療専門部会， 保健医療計画推進専門部会
総会	平成 25 年 5 月 22 日
理事会	－

事業	事業名
委託事業	在宅医療人材育成基盤整備事業
	うつ病等地域医療連携研修等委託事業
	地域保健医療推進事業
補助事業	地域ケア専門部会運営
	公衆衛生・母子保健専門部会運営（健康ひろしま21推進事業，感染症危機管理委員会，精神疾患対策（うつ，自殺対策）事業）
	救急医療専門部会運営
	保健医療計画推進専門部会運営
	保健・医療等に関する活動団体への助成事業
その他	総会の開催，圏域地対協研修会参加

(5) 医師臨床研修受入れ状況

(平成 25 年度)

職 種	実人数 (人)	延人数 (人)	研修期間 (日)	臨床研修病院名
計	4	17	7	
医 師	3	15	5	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター
歯科医師	1	2	2	県立広島病院

高齢者福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)

(平成26年4月1日現在)

区分	総数	社会福祉法人	社会福祉協議会	医療法人	一般社団法人	営利法人	NPO法人	農業協同組合	生活協同組合	その他の法人	地方公共団体	非法人
実施事業数合計 ①～④	768	241	46	126	38	283	7	10	3	2	7	5
指定居宅介護支援事業所 ①	101	29	8	20	6	33	1	2	1		1	
指 小 計 ②	333	111	19	48	16	125	3	4	1	1	3	2
定 訪問介護	71	15	9	6	2	35	1	2	1			
居 訪問入浴介護	3	1				2						
宅 訪問看護	26	2		7	7	6	1	1			2	
サ 訪問リハビリテーション	1			1								
ー 居宅療養管理指導	1					1						
ビ 通所介護	106	33	6	13	2	50	1			1		
ス 通所リハビリテーション	14			12							1	1
事 短期入所生活介護	59	55			4							
業 短期入所療養介護	10			9								1
所 特定施設入居者生活介護	9	5				4						
福 祉 用 具 貸 与	16		2		1	13						
特 定 福 祉 用 具 販 売	17		2			14		1				
指 小 計 ③	323	101	19	48	16	125	3	4	1	1	3	2
定 介護予防訪問介護	71	15	9	6	2	35	1	2	1			
介 介護予防訪問入浴介護	3	1				2						
護 介護予防訪問看護	26	2		7	7	6	1	1			2	
予 介護予防訪問リハビリテーション	1			1								
防 介護予防居宅療養管理指導	1					1						
サ 介護予防通所介護	106	33	6	13	2	50	1			1		
ー 介護予防通所リハビリテーション	14			12							1	1
ビ 介護予防短期入所生活介護	50	46			4							
ス 介護予防短期入所療養介護	10			9								1
事 介護予防特定施設入居者生活介護	8	4				4						
業 介護予防福祉用具貸与	16		2		1	13						
所 特定介護予防福祉用具販売	17		2			14		1				
介 小 計 ④	11	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	1
護 介護療養型医療施設	11			10								1

(注) 訪問看護、訪問リハビリテーションおよび居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)

(平成26年4月1日現在)

区分	総数	大竹市	廿日市市	安芸高田市	江田島市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	
実施事業数合計①～④	768	61	220	108	76	83	62	41	24	29	64	
指定居宅介護支援事業所①	101	7	34	10	9	10	7	9	2	5	8	
指定居宅サ―ビス事業所	小計②	333	27	93	47	34	38	27	16	11	28	
	訪問介護	71	5	22	7	7	9	6	5	4	5	
	訪問入浴介護	3	1	1				1				
	訪問看護	26	4	9	1	3	3	1	1	1	2	
	訪問リハビリテーション	1		1								
	居宅療養管理指導	1		1								
	通所介護	106	8	32	14	8	17	10	5	2	3	7
	通所リハビリテーション	14	1	4	3	2	1	1				2
	短期入所生活介護	59	3	12	9	7	7	2	3	2	5	9
	短期入所療養介護	10	1	2	4	1		1				1
	特定施設入居者生活介護	9	2	3	2	1	1					
	福祉用具貸与	16	1	3	3	2		3	1	1	1	1
	特定福祉用具販売	17	1	3	4	3		2	1	1	1	1
指定介護予防サ―ビス事業所	小計③	323	26	90	47	32	35	27	16	11	27	
	介護予防訪問介護	71	5	22	7	7	9	6	5	4	5	
	介護予防訪問入浴介護	3	1	1				1				
	介護予防訪問看護	26	4	9	1	3	3	1	1	1	2	
	介護予防訪問リハビリテーション	1		1								
	介護予防居宅療養管理指導	1		1								
	介護予防通所介護	106	8	32	14	8	17	10	5	2	3	7
	介護予防通所リハビリテーション	14	1	4	3	2	1	1				2
	介護予防短期入所生活介護	50	2	10	9	5	4	2	3	2	5	8
	介護予防短期入所療養介護	10	1	2	4	1		1				1
介護保険施設	介護予防特定施設入居者生活介護	8	2	2	2	1	1					
	介護予防福祉用具貸与	16	1	3	3	2		3	1	1	1	
	特定介護予防福祉用具販売	17	1	3	4	3		2	1	1	1	
	小計④	11	1	3	4	1	-	1	-	-	-	1
介護療養型医療施設	11	1	3	4	1		1				1	

(注) 訪問看護, 訪問リハビリテーションおよび居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。

(3) 実地指導等件数

(平成25年度)

区 分	総 数	指定居宅介護 支 援 事 業 所	指定居宅サ ー ビ ス 事 業 所	指定介護予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	介 護 療 養 型 医 療 施 設
実 地 指 導 件 数	129	17	55	53	4

(4) 在宅医療推進医の配置状況

市町別・市町別・日常生活圏域別の状況

(平成25年度)

区 分	市 町 計	日常生活圏域
在宅医療推進医	大竹市 1人	大竹圏域 1人
	廿日市市 8人	廿日市東部圏域 2人
		廿日市中部圏域 2人
		廿日市西部圏域 0人
		佐伯圏域 1人
		吉和圏域 1人
		大野圏域 1人
		宮島圏域 1人

児童・母子(寡婦)福祉対策

(1) 家庭児童相談室の相談状況

(平成25年度)

区 分	総 件 数	府 中 町	構成比(%)
計	-	-	-
性格・生活習慣等	-	-	-
知能・言語	-	-	-
学校生活等	-	-	-
非 行	-	-	-
家庭関係	虐待	-	-
	その他	-	-
環境福祉	-	-	-
心身障害	-	-	-
そ の 他	-	-	-

(2) 児童扶養手当の支給状況

(平成26年3月31日現在)

区 分	総 件 数	府 中 町
計	352	352
児童扶養手当	352	352

(財) ひろしまこども夢財団

〒730-8511 広島市中区基町10-52
 広島県健康福祉局こども家庭課内
 TEL・FAX (082) 212-1007
 ★イクちゃんネット <http://www.ikuchan.or.jp>

次代の担い手となる子どもの健やかな成長を願い、「安心して子どもを育てることができる環境づくり」と「出産・育児などに当たる子育て家庭への支援」を行うことを目的に、平成8年2月に設立されました。

<事業内容>

- ☆子育て支援人材育成事業
- ☆子育て支援思想普及啓発・情報提供事業
- ☆子育て支援ネットワーク等等事業
- ☆民間社会育成・児童健全育成活動支援事業

(3) 母子福祉資金の貸付状況

(平成25年度)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市	
合 計	件 数	29	4	25
	貸付額(千円)	(16,241)	(1,258)	(14,983)
事業開始資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
事業継続資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修学資金	件 数	16	1	15
	貸付額(千円)	(9,605)	(648)	(8,957)
技能習得資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修業資金	件 数	1		1
	貸付額(千円)	(408)		(408)
就職支度資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
医療介護資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
生活資金	件 数	4		4
	貸付額(千円)	(4,059)		(4,059)
住宅資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
転宅資金	件 数	1		1
	貸付額(千円)	(166)		(166)
就学支度資金	件 数	7	3	4
	貸付額(千円)	(2,003)	(610)	(1,393)
結婚資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		

(4) 寡婦福祉資金の貸付状況

(平成25年度)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市	
合 計	件 数	1	1	-
	貸付額(千円)	(384)	(384)	(-)
事業開始資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
事業継続資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修学資金	件 数	1	1	
	貸付額(千円)	(384)	(384)	
技能習得資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修業資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就職支度資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
医療介護資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
生活資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
住宅資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
転宅資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就学支度資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
結婚資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		

(5) 保育所の状況

(平成26年4月1日現在)

区 分		総 数	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸太田町
就 学 前 児 童 数		4,035	1,988	1,140	715	192
施 設 数 (所)	計	20	8	4	4	4
	公 営	11	4	1	2	4
	民 営	9	4	3	2	0
定 員		1,655	605	450	445	155
現 員		1,532	569	417	453	93
充 足 率 (%)		92.6	94.0	92.7	101.8	60.0

(6) 認可外保育施設の状況

(平成26年3月31日現在)

区 分	総 数	海 田 町	坂 町
施 設 数	2	1	1
利 用 人 員	33	1	32

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(平成26年3月31日現在)

区 分		総 数	大 竹 市	廿日市市	
病 院	施 設 数	13	3	10	
	病 床 数	小 計	2,573	876	1,697
		一 般	1,088	440	648
		療養(療養型病床群を含む)	1,009	140	869
		精 神	476	296	180
		結 核	-		
		感 染 症	-		
		救 急 告 示	2	1	1
一 般 診 療 所	施 設 数	127	29	98	
	病 床 数	療 養 病 床	86	8	78
		一 般	36	6	30
	救 急 告 示	-			
歯 科 診 療 所		70	13	57	

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数。

(2) 立入検査及び使用許可件数

(平成25年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立入検査延件数	23	13	8	2
新規開設に伴う使用許可件数	-			
構造設備の変更に伴う使用許可件数	6	5	1	

広島県医療安全支援センター《医療相談窓口のご案内》

受付時間：月～金曜日(年末・年始、祝日除く) 13:00～16:00

相談方法：電話、面談

専用電話：082-513-3058

設置場所：〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁本館6階

次の点について、あらかじめご了承ください

①医療内容のトラブルについては、まず当事者間での話し合いが基本となります。

②診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできません。

③病状に応じた適切な医療機関の紹介にはお答えできません。

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況

ア 施設数及び指導状況

(平成25年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設			
		指定施設①		特定給食施設 (①を除く)		1回50食以上又は 1日100食以上		1回20食以上又は 1日50食以上	
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施設数 A	79	4		26	15	15	10	4	5
指導延数 B	18	4		10		3	0		1
1施設当たり指導 回数 B/A	0.2	1.0	-	0.4	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(平成25年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設								給食施設数に対する 割合(%)	栄養士の いる施設 に対する 割合(%)	栄養士の いない 施設に 対する 割合(%)	総数	
	指定施設				指定施設以外の 特定給食施設				1回50食以上又は 1日100食以上				1日20食以上又は 1日50食以上							施設 数	延 指導 件 数
	栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの						
	施設 数	延 指導 件 数	施設 数	延 指導 件 数	施設 数	延 指導 件 数	施設 数	延 指導 件 数	施設 数	延 指導 件 数	施設 数	延 指導 件 数	施設 数	延 指導 件 数	施設 数	延 指導 件 数					
総数	4	4	0	0	26	10	15	0	15	3	10	0	4	0	5	1	22.8	34.7	3.3	79	18
学校					7	3	3		2		1				1		21.4	33.3	0.0	14	3
病院	4	4			7	6			2	3					1	1	100.0	100.0	100.0	14	14
介護老人 保健施設					2	1											50.0	50.0	-	2	1
老人福祉 施設					4				4								0.0	0.0	-	8	-
児童福祉 施設					5		11		1		8		2		3		0.0	0.0	0.0	30	-
社会福祉 施設					1												0.0	0.0	-	1	-
事業所							1		1								0.0	0.0	0.0	2	-
寄宿舍																	-	-	-	-	-
矯正施設																	-	-	-	-	-
自衛隊																	-	-	-	-	-
一般給食 センター																	-	-	-	-	-
その他									5		1		2				0.0	0.0	0.0	8	-

(2) 健康増進法に基づく食品表示指導状況

(平成25年度)

区分	業者からの相談事例数	違反等事例数(※)
栄養表示基準	4	1
虚偽・誇大表示	1	7
計	5	8

※発見し他所へ通報したのものも含む。

(3) 栄養・運動等指導の実施状況

(平成25年度)

区分	個別指導						集団指導						
	栄養指導	(再掲) 病態別 栄養指導	(再掲) 訪問による 栄養指導	運動指導	(再掲) 病態別 運動指導	休養指導	禁煙指導	栄養指導	(再掲) 病態別 栄養指導	運動指導	(再掲) 病態別 運動指導	休養指導	禁煙指導
計	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実施数	妊産婦												
	乳幼児												
	20歳未満 (乳幼児を除く)												
	20歳以上 (妊産婦を除く)	1											

(4) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

(平成25年度)

区分	総数	大竹市	廿日市市	
人口	144,780	28,112	116,668	
健康診査	対象者	702	221	481
	受診者	32	22	10
	受診率(%)	4.6	10.0	2.1
肝炎ウイルス検査	対象者	71,680	2,249	69,431
	受診者	332	57	275
	受診率(%)	0.5	2.5	0.4

(注) 人口は、平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口である。

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育, 健康相談, 訪問指導, 機能訓練)

(平成25年度)

区分	総数	大竹市	廿日市市	
健康教育	個別 参加人員	-		
	集団 実施回数	202	48	154
		参加人員	1,960	654
健康相談	重点 実施回数	51	5	46
		参加人員	426	274
	総合 実施回数	111		111
		参加人員	686	
訪問指導	対象者数	26	12	14
	被指導実人員	26	12	14
機能訓練	実施回数	-		
	実施人員	実人員	-	
		延人員	-	

感染症対策

(1) 感染症発生状況

(平成25年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱		五類 (全数)	アメーバ赤痢	
	クリミア・コンゴ出血熱			ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	
	痘そう			急性脳炎※4	
	南米出血熱			クリプトスポリジウム症	
	ペスト			クロイツフェルト・ヤコブ病	
	マールブルグ病			劇症型溶血性レンサ球菌感染症	
	ラッサ熱			後天性免疫不全症候群	1
小計 A	-	ジアルジア症			
二類	急性灰白髄炎			侵襲性インフルエンザ菌感染症	
	結核	29		侵襲性髄膜炎菌感染症	1
	ジフテリア			侵襲性肺炎球菌感染症	
	重症急性呼吸器症候群※1			先天性風しん症候群	
	鳥インフルエンザ(H5N1)			梅毒	
小計 B	29	破傷風			
三類	コレラ			バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	
	細菌性赤痢	1		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	
	腸管出血性大腸菌感染症	3		風しん	2
	腸チフス			麻しん	
	パラチフス			小計 E	4
小計 C	4	RSウイルス感染症		227	
四類	E型肝炎			咽頭結膜熱	369
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	410	
	A型肝炎		感染性胃腸炎	2,235	
	エキノкокクス症		水痘	173	
	黄熱		手足口病	305	
	オウム病		伝染性紅斑	11	
	オムスク出血熱		突発性発しん	149	
	回帰熱		百日咳	4	
	キャサヌル森林病		ヘルパンギーナ	70	
	Q熱		流行性耳下腺炎	38	
	狂犬病		インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	1,895	
	コクシジオイデス症		急性出血性結膜炎		
	サル痘		流行性角結膜炎	8	
	重症熱性血小板減少症候群※2		性器クラミジア感染症	5	
	腎症候性出血熱		性器ヘルペスウイルス感染症	1	
	西部ウマ脳炎		尖圭コンジローマ	6	
	ダニ媒介脳炎		淋菌感染症		
	炭疽		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)		
	チクングニア熱		クラミジア肺炎(オウム病を除く)		
	つつが虫病	2	細菌性髄膜炎		
	デング熱		マイコプラズマ肺炎	16	
	東部ウマ脳炎		無菌性髄膜炎	3	
	鳥インフルエンザ※3		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	125	
	ニパウイルス感染症		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
	日本紅斑熱	3	薬剤耐性アシネトバクター感染症		
	日本脳炎		薬剤耐性緑膿菌感染症		
	ハンタウイルス肺症候群		小計 F	6,050	
	Bウイルス病		新型インフルエンザ等感染症	G	
	鼻疽		指定 鳥インフルエンザ(H7N9)※5	H	
	ブルセラ症		新 P		
	ベネズエラウマ脳炎		総計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	6,094	
	ヘンドラウイルス感染症				
発しんチフス					
ポツリヌス症					
マラリア					
野兎病					
ライム病					
リッサウイルス感染症					
リフトバレー熱					
類鼻疽					
レジオネラ症	2				
レプトスピラ症					
ロッキー山紅斑熱					
小計 D	7				

※1 コロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る
 ※2 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る
 平成25年3月4日～
 ※3 鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く
 ※4 ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く
 ※5 平成25年5月6日政令指定
 (注1) 一, 二, 三, 四, 五類(全数), 指定及び新感染症については, 全数報告。
 (注2) 五類(定点)感染症については, 定点医療機関から報告。

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

(平成25年12月31日現在)

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
管 内 人 口		141,329	28,164	113,165
計		38	10	28
活 動 性 肺 結 核 患 者 数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	5	3	2
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	1	0	1
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	1	0	1
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		3	0	3
不 活 動 性 結 核 ・ そ の 他 の 者		28	7	21
有 病 率 (人 口 10 万 対)		7.1	10.7	6.2

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対) = $\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

(注4) 管内人口は、平成25年10月1日現在

(注5) 資料はNESID結核登録情報システム 年321表を使用

イ 結核患者新規登録状況

(平成25年)

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
管 内 人 口		141,329	28,164	113,165
計 (A + B)		21	8	13
活 動 性 肺 結 核 患 者 数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	9	5	4
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	5	1	4
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	1	0	1
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		6	2	4
り 患 率 (人 口 10 万 対)		14.9	28.4	11.5
潜 在 性 結 核 感 染 症		8	3	5

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。

(注2) り患率(人口10万対) = $\frac{\text{計 (A+B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

(注3) 管内人口は、平成25年10月1日現在

(注4) 資料はNESID結核登録情報システム 年321表を使用

ウ 年齢階級別新規登録患者数

(平成25年12月31日現在)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
計	21 (15)	8 (6)	13 (9)
0 歳 ~ 4 歳	- (-)	0 (0)	0 (0)
5 歳 ~ 9 歳	- (-)	0 (0)	0 (0)
10 歳 ~ 14 歳	- (-)	0 (0)	0 (0)
15 歳 ~ 19 歳	- (-)	0 (0)	0 (0)
20 歳 ~ 29 歳	2 (1)	1 (0)	1 (1)
30 歳 ~ 39 歳	1 (1)	0 (0)	1 (1)
40 歳 ~ 49 歳	- (-)	0 (0)	0 (0)
50 歳 ~ 59 歳	- (-)	0 (0)	0 (0)
60 歳 ~ 69 歳	3 (3)	1 (1)	2 (2)
70 歳 ~	15 (10)	6 (5)	9 (5)

(注1) 下段の()は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2) 本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

(注3) 資料はNESID結核登録情報システム 年301表を使用

エ 結核健康診断・予防接種の実施状況

① 市町別実施状況

(平成25年度)

区分		総数	大竹市	廿日市市
一般住民	対象者数	25,483	8,819	16,664
	受診者数	3,206	380	2,826
	受診率(%)	12.6	4.3	17.0



(財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600

② 実施主体別実施状況

(平成25年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容					
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	QFT	
定期	計	35,014	12,432	35.5	2,056	10,319	-	-	-	
	事業者	従業者	7,068	6,896	97.6	1,054	5,790	/	/	0
		学校長	生徒	1,246	1,237	99.3	155	1,082	/	/
	学生		448	448	100.0	282	166	/	/	0
	施設長	入所者	769	745	96.9	185	555	/	/	
	市町長	一般住民	25,483	3,106	12.2	380	2,726	/	/	
知事 (保健所長)	計	233	232	99.6	-	276	(-) 1	-	42	
	接触者健診	162	162	100.0	0	159	1		42	
	集団健診			-	0		(0) 0	(0)		
	管理検診	71	70	98.6	/	117	/	/	/	

(注1: ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2: 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注3: 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断・予防接種(乳児、一般住民)は、①表の各総数と一致する。

(注4: 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

オ 市町別家庭訪問指導状況

(平成25年度)

区分	総数	大竹市	廿日市市
実人員	25	14	11
(再掲)新規登録患者	15	8	7
構成比	60.0	57.1	63.6
延人員	97	53	44
(再掲)新規登録患者	58	31	27
構成比	59.8	58.5	61.4

(注) (再掲)欄の新規登録患者とは、平成24年度に新規登録された結核患者を家庭訪問指導した場合に計上する。

(3) 感染症発生に伴う指導状況

(平成25年度)

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフルエンザ等感染症	指定感染症	新感染症
指導件数	13			4		9			
うち施設指導分	9					9			

(注)二類は、結核を除く。

(4) 新型インフルエンザ対策の連絡会議開催状況

(平成25年度)

日 時	平成25年12月13日	平成26年2月4日
場 所	廿日市市商工保健会館	廿日市市総合健康福祉センター (あいプラザ)
参加人数	19人	97人
主な議題	① 平成24年の感染症の発生状況について ② 広島県新型インフルエンザ等対策行動計画について ③ 新型インフルエンザ等の発生時の医療提供体制について ④ 新型インフルエンザ実地研(案)について	① 西部保健所管内の感染症発生状況等について ② 広島県新型インフルエンザ等対策行動計画及び特定接種に係る医療関係機関の登録等について ③ インフルエンザ対策の実際について ④ 鳥インフルエンザ(H7N9)疑い患者発生に伴う対応について

会議構成メンバー

所属	職名	備考
大竹市医師会	会 長	委員長
	副 会 長	
	理 事	
佐伯地区医師会	会 長	
	副 会 長	
	理 事	
広島県薬剤師会大竹支部	支 部 長	
広島県薬剤師会廿日市支部	支 部 長	
国立病院機構広島西医療センター	院 長	
厚生連広島総合病院	院 長	
広島県看護協会廿日市支部	支 部 長	
大竹警察署	署 長	
廿日市警察署	署 長	
大竹消防署	署 長	
廿日市市消防本部	消 防 長	
大竹市社会健康課	課 長	
廿日市市健康推進課	課 長	
西部保健所	所 長	

(5) エイズ相談及びHIV抗体検査の状況

(平成25年度)

区 分	相 談 件 数				H I V 抗 体 検 査		
	計 (A+B+C)	電話相談A	来 所(面接相談)B	家庭訪問指導C	計 (D+E)	スクリーニング検査D (再掲)迅速検査	確 認 検 査E
計	65	39	26		23 (22)	22 (22)	1
男 性	36	25	11		12 (12)	12 (12)	
女 性	29	14	15		11 (10)	10 (10)	1

(6) 健康教育実施状況

(平成25年度)

区 分	種別内訳			
	計	エイズ	結核	感染症
実施回数	7	1	3	3
参加延人員	295	18	149	128
(対象内訳)		大学生	大竹市, 廿日市市	大竹市, 廿日市市

エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」、「高校生」等のグループを、
結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を、各々記入

(7) 肝炎相談件数, 肝炎ウイルス検査の実施状況及び肝炎治療受給者証の交付状況

ア 肝炎相談件数

(平成25年度)

計 (A+B)	電話相談 A	来 所(面接相談) B
155	21	134

イ 肝炎ウイルス検査実施状況

(平成25年度)

検査実施 日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数		B型肝炎ウイルス検査 実施件数
	HCV抗体検査		HBs抗原検査
	うちHCV核酸増幅検査		
1	1		1

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア) インターフェロン治療

(平成25年度)

区 分	計	大竹市	廿日市市	管 外
申請数	25	1	14	10
交付数	25	1	14	10

(イ) 核酸アナログ製剤治療

(平成25年度)

区 分	計	大竹市	廿日市市	管 外
申請数	94	18	50	26
交付数	90	18	46	26

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況

(平成25年度)

区分	訪問による検診・保健指導人員							
	実人員				延人員			
	内 訳				内 訳			
	身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他	身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実施数	0				0			

(2) 相談事業の状況

(平成25年度)

区分	回数	実人員			延人員		
		内 訳			内 訳		
		本人	保護者 紹介	その他	本人	保護者 紹介	その他
実施数	0	0			0		

(3) 市町指導・支援の状況

(平成25年度)

区分	指導項目	総数	市町名	
			大竹市	廿日市市
実施数	企画・連携・調整	24	13	11
	調査・研究	0		
	情報の収集・提供	12	6	6

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(平成26年3月31日現在)

区 分	総 数	大竹市	廿日市市	管 外
措置入院患者数	5	5		
医療保護入院患者数	314	103	136	75
自立支援医療受給者数 (精神通院)	2,105	367	1,738	

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(平成26年3月31日現在)

障害等級	総 数	大竹市	廿日市市
計	1,114	185	929
1 級	114	16	98
2 級	734	133	601
3 級	266	36	230

(3) 組織育成支援状況

(平成25年度)

区 分	総 数	大竹市	廿日市市	管 外
計	12		12	
患者会	-			
家族会	-			
断酒会	12		12	
ボランティア	-			

(注)精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。
【例】会への出席, その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

(4) 相談指導実施状況

(平成25年度)

区 分		総 数	大竹市	廿日市市	管内計	管 外	
面 接	実 人 員	46	8	36	44	2	
	延 人 員	54	8	44	52	2	
	内 訳	老 人 精 神	1		1	1	
		社 会 復 帰	7		7	7	
		ア ル コ ー ル	7	1	6	7	
		薬 物	-			0	
		思 春 期	1		1	1	
		心 の 健 康 づ く り	-			0	
		そ の 他	38	7	29	36	2
	(再 掲) ひ き こ も り	(9)	(1)	(8)	(9)		
	(再 掲) 自 殺 関 連	-					
	(再 掲) 自 殺 者 の 遺 族	-					
電 話 相 談 延 人 員	92						
(再 計) 自 殺 関 連	2						

(注)相談件数には, 定期相談以外のその他の相談も含む。

(5) 家庭訪問指導状況

(平成25年度)

区 分		総 数	大竹市	廿日市市	管内計	管 外
実 人 員		12	5	7	12	
延 人 員		21	6	15	21	
内 訳	老 人 精 神	3	1	2	3	
	社 会 復 帰	2		2	2	
	ア ル コ ー ル	5		5	5	
	薬 物	-			0	
	思 春 期	-			0	
	心 の 健 康 づ くり	-			0	
	そ の 他	11	5	6	11	
(再 掲) ひ き こ も り		-				
(再 掲) 自 殺 関 連						
(再 掲) 自 殺 者 の 遺 族						

(6) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

(平成25年度)

区 分	種別内訳	
	計	研修会
実 施 回 数	2	2
対 象 者	62	62
参 加 延 人 数 (配 布 部 数)	62	62

イ その他の精神保健福祉対策

(平成25年度)

区 分	種 別 内 訳			
	計			
実 施 回 数	-	実施なし		
対 象 者	-			
参 加 延 人 数 (配 布 部 数)	-			

難病対策等

(1) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(平成26年3月31日現在)

疾患 番号	区 分		総 数		大 竹 市		廿 日 市 市	
	承 認 総 件 数	特定疾患登録者証所持者数	1,080	(49)	238	(6)	842	(43)
①	ベーチェット病		24	(-)	8		16	
2	多発性硬化症		21		3		18	
③	重症筋無力症		26	(2)	8	(1)	18	(1)
④	全身性エリテマトーデス		83	(3)	19	(1)	64	(2)
5	スモン		1				1	
⑥	再生不良性貧血		12	(2)	4		8	(2)
⑦	サルコイドーシス		26	(3)	7	(1)	19	(2)
8	筋萎縮性側索硬化症		16		6		10	
⑨	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎		70	(2)	12		58	(2)
⑩	特発性血小板減少性紫斑病		33	(7)	7	(1)	26	(6)
⑪	結節性動脈周囲炎		11	(-)	2		9	
⑫	潰瘍性大腸炎		196	(11)	47	(1)	149	(10)
⑬	大動脈炎症候群		1	(1)	1			(1)
⑭	ビュルガー病		3	(1)	1		2	(1)
⑮	天疱瘡		10	(1)	1		9	(1)
16	脊髄小脳変性症		37		6		31	
⑰	クローン病		46	(-)	8		38	
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎		1				1	
⑱	悪性関節リウマチ		19	(-)	2		17	
20	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺, 大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)		187		49		138	
21	アミロイドーシス		4		1		3	
⑳	後縦靭帯骨化症		49	(3)	9	(1)	40	(2)
23	ハンチントン病		-					
㉑	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)		23	(5)	2		21	(5)
㉒	ウェゲナー肉芽腫症		2	(-)			2	
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症		16		2		14	
27	多系統萎縮症(線条体黒質変性症, オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)		12		3		9	
㉓	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)		-	(-)				
㉔	膿疱性乾癬		2	(-)			2	

疾患番号	区 分		総 数		大 竹 市		廿 日 市 市	
	承 認 総 件 数	特定疾患登録者証所持者数	1,080	(49)	238	(6)	842	(43)
③〇	広範脊柱管狭窄症		7	(-)			7	
31	原発性胆汁性肝硬変		31		10		21	
32	重症急性膵炎		1				1	
③③	特発性大腿骨頭壊死症		37	(8)	4		33	(8)
③④	混合性結合組織病		15	(-)	3		12	
35	原発性免疫不全症候群		1		1			
③⑥	特発性間質性肺炎		2	(-)	1		1	
37	網膜色素変性症		15		1		14	
38	プリオン病(クロイツフェルト・ヤコブ病, ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病, 致死性家族性不眠症)		-					
39	肺動脈性肺高血圧症		1		1			
40	神経線維腫症		2		1		1	
41	亜急性硬化性全脳炎		-					
④②	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群		-	(-)				
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		4		1		3	
44	ライソゾーム病(ファブリー病, ライソゾーム病)		-					
45	副腎白質ジストロフィー		-					
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)		-					
47	脊髄性筋萎縮症		1				1	
48	球脊髄性筋萎縮症		1		1			
④⑨	慢性炎症性脱髄性多発神経炎		1	(-)	1			
⑤〇	肥大型心筋症		-	(-)				
⑤①	拘束型心筋症		-	(-)				
⑤②	ミトコンドリア病		-	(-)				
53	リンパ脈管筋腫症(LAM)		-					
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)		-					
⑤⑤	黄色靱帯骨化症		3	(-)			3	
⑤⑥	間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症, ゴナドトロピン分泌異常症, ADH分泌異常症, 下垂体性TSH分泌異常症, クッシング病, 先端巨大症, 下垂体機能低下症)		27	(-)	5		22	

(注1) 疾患番号に〇のあるものは、軽快者基準の対象疾患

(注2) ()内は特定疾患登録者証所持者数で外数

(2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況

(平成26年3月31日現在)

疾病番号	区 分	総 数	大 竹 市	甘 日 市 市
	承認総件数		209 (-)	38 (-)
71	悪性新生物	27 (-)	4	23
72	慢性腎疾患	12 (-)	3	9
73	慢性呼吸器疾患	4 (-)	1	3
74	慢性心疾患	38 (-)	10	28
75	内分泌疾患	66 (-)	11	55
76	膠原病	11 (-)	1	10
77	糖尿病	7 (-)	2	5
78	先天性代謝異常	13 (-)	2	11
79	血友病等血液疾患	17 (-)	3	14
80	神経・筋疾患	11 (-)	1	10
81	慢性消化器疾患	3 (-)		3

(注) ()内は、小児特定疾患児手帳交付件数の再掲である。

(3) 相談事業の実施状況

(平成25年度)

区 分		管内	管 外	
特定疾患	実 人 員	34	9	
	延 人 員	102	27	
	申 請 等			
	医 療	病 気 ・ 病 状	34	9
		治 療 ・ 服 薬	34	9
	看 護 ・ 日 常 生 活	34	9	
	福 祉 制 度			
	歯 科			
	食 事 ・ 栄 養			
	就 労			
就 学				
そ の 他				
小児慢性特定疾患	実 人 員	20	11	
	延 人 員	22	11	
	申 請 等	1		
	医 療	病 気 ・ 病 状	20	11
		治 療 ・ 服 薬	1	
	看 護 ・ 日 常 生 活			
	福 祉 制 度			
	歯 科			
	食 事 ・ 栄 養			
	就 労			
就 学				
そ の 他				

(4) 電話相談及び面接相談等の状況

(平成25年度)

区 分	電話相談	面接相談	総 数
延 人 員	585	972	1,557

(注) 相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(5) 家庭訪問指導の状況

ア 特定疾患

(平成25年度)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
実 人 員	-	0	0
延 人 員	-	0	0

イ 小児慢性特定疾患

(平成25年度)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
実 人 員	-	0	0
延 人 員	-	0	0

(6) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(平成25年度)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市	所 内	管 外
開 催 回 数	1		1		
実 人 員	34	4	21		9
延 人 員	34	4	21		9

(7) アレルギー疾患相談事業等実施状況

ア 相談開催回数

(平成25年度)

開催回数	相談実人員	相談延人員
0	0	0

イ 対象者

(ア) 年齢別内訳

(平成25年度)

年 齢	相談実人員	相談延人員
乳 児	0	0
1～3歳未満	0	0
3～6歳未満	0	0
6歳以上	0	0
合 計	0	0

(イ) 疾患別内訳

(平成25年度)

年 齢	アトピー性皮膚炎	気管支喘息	花粉症	リウマチ	その他(内容)	計
乳 児	0	0	0	0	0	0
1～3歳未満	0	0	0	0	0	0
3～6歳未満	0	0	0	0	0	0
6歳以上	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

ウ 連絡協議会等開催状況

(平成25年度)

開催回数	1
参加人数	61

(8) アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)

2	(平成25年度)
---	----------

イ 相談内容

(平成25年度)

相談区分	延件数
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	2
2 環境, 居住空間に関するもの (例) 建物, 駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使っているか調べてもらえるか等	
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため, 健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため, 健康が心配	
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	
計	2
石綿健康被害救済給付に関するもの	2

※ 延件数の合計は, 相談内容が重複しているものがあるため, 実受付件数の合計とは一致しない。

母子保健対策

(1) 長期療養児療育相談指導の実施状況

ア 訪問指導等の状況

(平成25年度)

区分	訪問による検診・保健指導人員								
	実人員				延人員				その他
	内 訳				内 訳				
	身体障害者(児)	知的障害者(児)	難病患者		身体障害者(児)	知的障害者(児)	難病患者		
実施数	0				0				

イ 相談事業の状況

(平成25年度)

区分	回数	実人員			延人員		
		内 訳			内 訳		
		本人	保護者 介護者	その他	本人	保護者 介護者	その他
実施数	1	31	20	11	31	20	11

(2) 不妊治療費助成の申請状況

(平成25年度)

区分	総数	大竹市	廿日市市
計(延件数)	118	13	105
実人員	71	9	62

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 許可を要する施設数

(平成26年3月31日現在)

区分	総数	大竹市	廿日市市	
計	2,326	452	1,874	
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	578	99	479
	仕出し・弁当	168	36	132
	旅館	56	2	54
	その他	361	69	292
菓子(パンを含む)製造業	126	23	103	
乳処理業	1		1	
特別牛乳搾取処理業	-			
乳製品製造業	1		1	
集乳業	-			
魚介類販売業	214	50	164	
魚介類競り売り営業	2	1	1	
魚肉練り製品製造業	-			
食品の冷凍または冷蔵業	14	1	13	
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)	5	2	3	
喫茶店営業	306	62	244	
あん類製造業	8		8	
アイスクリーム類製造業	2		2	
乳類販売業	257	54	203	
食肉処理業	6		6	
食肉販売業	158	41	117	
食肉製品製造業	1		1	
乳酸菌飲料製造業	-			
食用油脂製造業	-			
マーガリン又はショートニング製造業	-			
みそ製造業	3	2	1	
しょう油製造業	4	2	2	
ソース類製造業	1		1	
酒類製造業	1		1	
豆腐製造業	2	1	1	
納豆製造業	-			
めん類製造業	4	1	3	
総菜製造業	38	4	34	
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業	2	2		
食品の放射線照射業	-			
清涼飲料水製造業	2		2	
氷雪製造業	1		1	
氷雪販売業	4		4	

イ 許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む）

（平成26年3月31日現在）

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
計		1,431	311	1,120
給食施設	学 校	11	1	10
	病 院 ・ 診 療 所	7	1	6
	事 業 所	1	1	
	そ の 他	38	8	30
乳 搾 取 業		36	6	30
食 品 製 造 業		166	35	131
野 菜 果 物 販 売 業		59	13	46
総 菜 販 売 業		87	19	68
菓 子（パンを含む）販 売 業		134	30	104
食 品 販 売 業（上記以外）		837	185	652
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業		-		
添 加 物 の 販 売 業		7	2	5
氷 雪 採 取 業		-		
器 具 ・ 容 器 包 装 ， お も ち ゃ の 製 造 業 又 は 販 売 業		48	10	38

ウ 食品関係条例対象施設数（許可を要しない施設の再掲）

（平成26年3月31日現在）

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
計		422	95	327
加 工 水 産 物 販 売 業		296	65	231
加 工 水 産 物 製 造 業		17	6	11
魚 介 類 等 行 商 業		3	1	2
かき作業場	一 類	92	23	69
	二 類	14		14

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況

(平成25年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対 象 要 件	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	14	56	2,940
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
飲食店営業	大量調理施設	9	36		
集団給食	大量調理施設	9	36		
3回	食品製造業	県特産品(かき処理施設)	102	306	
		規格基準のある食品(魚肉練製品, 清涼飲料水等)	5	15	
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	124	248	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	93	93	
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館	211	211	
		学校, 病院, 社会福祉施設	41	41	
	食品販売業	食肉, 魚介類	367	367	
1回/2年	集団給食	保育所, 事業所	31	16	
1回/3年	飲食店営業	一般食堂・レストラン等	907	302	
1回/4年	喫茶店営業・ 要許可販売業	喫茶店営業(自動販売機を除く), 乳類販売業(自動販売機を除く), 氷雪販売業, 加工水産物販売業, 行商	527	132	
1回/5年	上記以外	乳さく取業, 喫茶店営業(自動販売機), 乳類販売業(自動販売機), 食品製造業(認定業種等を除く), 野菜販売業, そうざい販売業, 菓子販売業, 食品販売業(認定業種等を除く), 添加物の販売業, 器具・容器包装, おもちの製造・販売業	1297	259	
合 計			3,737	2,118	2,940

(3) 食品衛生監視指導状況

ア 許可を要する施設に対する監視指導状況

(平成25年度)

区 分		施 設 数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		2,327	1,711	-
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	589	361	
	仕出し・弁当	165	261	
	旅館	54	121	
	その他	343	185	
菓子（パンを含む）製造業		126	135	
乳処理業		1	15	
特別牛乳搾取処理業				
乳製品製造業		1	15	
集乳業				
魚介類販売業		209	174	
魚介類競り売り営業		2	1	
魚肉練り製品製造業				
食品の冷凍または冷蔵業		15	4	
缶詰又は瓶詰食品製造業 （上記および下記以外）		5	3	
喫茶店営業		314	54	
あん類製造業		8	4	
アイスクリーム類製造業		2		
乳類販売業		267	147	
食肉処理業		7	12	
食肉販売業		155	134	
食肉製品製造業		1	3	
乳酸菌飲料製造業				
食用油脂製造業				
マーガリン又はショートニング製造業				
みそ製造業		3	3	
しょう油製造業		4	10	
ソース類製造業		1	1	
酒類製造業		1		
豆腐製造業		2	4	
納豆製造業			3	
めん類製造業		5	12	
総菜製造業		38	34	
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る）製造業		2		
食品の放射線照射業				
清涼飲料水製造業		2	14	
氷雪製造業		1		
氷雪販売業		4	1	

(注)施設数は、平成25年3月31日現在である。

イ 許可を要しない施設に対する監視指導状況（食品関係条例対象施設を含む）

（平成25年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		1,452	1,229	-
給食施設	学 校	17	28	
	病 院 ・ 診 療 所	14	33	
	事 業 所	2		
	そ の 他	49		
乳 搾 取 業		36		
食 品 製 造 業		170	351	
野 菜 果 物 販 売 業		57	112	
総 菜 販 売 業		85	108	
菓 子（パンを含む）販 売 業		132	177	
食 品 販 売 業（上記以外）		835	401	
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業				
添 加 物 の 販 売 業		7	19	
氷 雪 採 取 業				
器 具 ・ 容 器 包 装、おもちゃの製造業又は販売業		48		

（注）施設数は、平成25年3月31日現在である。

ウ 食品関係条例対象施設に対する監視指導状況（許可を要しない施設の再掲）

（平成25年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		418	686	-
加 工 水 産 物 販 売 業		294	198	
加 工 水 産 物 製 造 業		21	6	
魚 介 類 等 行 商 業		3	2	
かき作業場	一 類	88	447	
	二 類	12	33	

（注）施設数は、平成25年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(平成25年度)

区 分		収去試験	不良検体数	不良理由
総 数		465	-	
小 計		447	-	
魚 介 類		163		
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品			
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品			
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品			
	生食用冷凍鮮魚介類			
魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く)		44		
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		29		
乳 製 品		43		
乳類加工品(アイスクリーム類を除き,マーガリンを含む)				
アイスクリーム類・氷菓				
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		17		
野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		107		
菓 子 類		2		
清 涼 飲 料 水		21		
酒 精 飲 料				
氷 雪				
水				
かん詰・びん詰食品				
その他の食品		21		
添加物及びその製剤				
器具及び容器包装				
お も ち や				
小 計		18	-	
生 乳				
牛 乳		14		
低 脂 肪 牛 乳				
加 工 乳		4		
そ の 他 の 乳				

(5) 集団食中毒発生状況

(平成25年)

No	発 生 年 月 日	発 生 場 所	喫 食 者 数	有 症 者 数	死 者 数	原 因 食 品	病 因 物 質	原 施 設	喫 食 場 所	事件の概要	発 生 要 因
1	《発生なし》										

(注)集団食中毒:有症者数が6名以上の食中毒

生活衛生対策等

(1) 生活衛生施設監視指導状況

(平成25年度)

区 分	市 町 別 施 設 数							立入検査件数	監 (%視 率)	
	総 数	大 竹 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町			
計	662	128	195	121	90	41	87	136	20.5	
旅 館	小 計	51	6	2	2	5	-	36	30	58.8
	ホ テ ル	2			1			1	7	350.0
	旅 館	17	3		1	3		10	10	58.8
	簡 易 宿 所	32	3	2		2		25	13	40.6
	下 宿	-								-
公衆浴場	小 計	19	1	3	2	3	3	7	21	110.5
	一 般	2		1			1		3	150.0
	そ の 他	17	1	2	2	3	2	7	18	105.9
興 行 場	小 計	1	-	1	-	-	-	-	1	100.0
	映 画 館	1		1					1	100.0
	そ の 他	-								-
理 容 所	164	36	56	26	22	11	13	14	8.5	
美 容 所	254	57	81	48	35	15	18	15	5.9	
ク リ ー ニ ン グ 所	小 計	109	18	30	28	19	6	8	25	22.9
	一 般	31	6	7	9	6	1	2	6	19.4
	取 次	77	12	23	19	12	5	6	19	24.7
	無 店 舗 取 次 店	1				1				0.0
コ イ ン ラ ン ド リ ー 営 業 施 設	15	3	4	5	2		1	15	100.0	
	うちトライクリーニング洗濯機設置施設(再掲)	1		1					1	-
特 定 建 築 物	小 計	32	5	11	4	4	5	3	11	34.4
	興 行 場	-								-
	百 貨 店	2	2							0.0
	そ の 他 の 特 定 建 築 物	2	1					1	1	50.0
	店 舗	11		2	3	3	3		1	9.1
	事 務 所	13	1	8	1	1	2		1	7.7
	学 校	2	1	1					3	150.0
	旅 館	2						2	5	250.0
登 録 営 業 所	小 計	17	2	7	6	-	1	1	4	23.5
	建 築 物 清 掃 業	6		2	3		1		1	16.7
	建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	2	1	1						0.0
	建 築 物 空 気 調 和 用 ダ ク ト 清 掃 業	-								-
	建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業	1	1							0.0
	建 築 物 飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	4		2	1			1	1	25.0
	建 築 物 排 水 管 清 掃 業	-								-
	建 築 物 ね ず み ・ こ ん 虫 等 防 除 業	2		1	1				2	100.0
建 築 物 環 境 衛 生 総 合 管 理 業	2		1	1					0.0	

(注1)コインランドリー営業施設は、広島県コインランドリー営業施設衛生指導要綱に定める施設である。

(注2)その他の特定建築物とは、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場等をいう。

(注3)施設数は平成26年3月31日現在である。

(2) 水道施設の監視状況

(平成25年度)

区 分	総 数	広 島 市	呉 市	大 竹 市	廿 日 市 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	
行政区域内人口	1,771,089	1,182,403	239,401	28,448	117,680	31,257	26,004	51,507	28,780	25,101	13,442	7,240	19,826	
計	施設数	245	5	5	1	6	14	1	65	54	23	30	36	5
	立入検査件数	26	3	1	1	2	2	-	-	-	2	-	12	3
	計画給水人口	210,612	3,150	11,400	31,856	12,970	29,116	41,630	-	31,500	26,270	-	8,740	13,980
	現在給水人口	161,794	1,324	9,407	27,521	10,360	23,332	25,231	-	28,432	21,922	-	5,430	8,835
上水道	施設数	6			1		1	1		1	1			1
	立入検査件数	4			1		1				1			1
	計画給水人口	152,766			31,856		14,510	41,630		31,500	26,270			7,000
	現在給水人口	120,963			27,521		13,450	25,231		28,432	21,922			4,407
簡易水道	施設数	36	5	5		6	13						3	4
	立入検査件数	12	3	1		2	1						3	2
	計画給水人口	57,846	3,150	11,400		12,970	14,606						8,740	6,980
	現在給水人口	40,596	1,324	9,407		10,360	9,882						5,195	4,428
専用水道	施設数	11									1		10	
	立入検査件数	10									1		9	
	現在給水人口	235											235	
簡易 専用水道	施設数	176						65	53	20	30	8		
	立入検査件数	0												
小規模水道	施設数	16									1		15	
	立入検査件数	0												

(注1) 行政区域内人口、計画給水人口及び現在給水人口は、平成25年3月31日現在である。

(注2) 施設数は、平成25年度に給水実績のある上水道、簡易水道の事業数、専用水道の施設数であり、当該年度中に竣工したものを含む。

(注3) 立入検査件数は平成25年度における実績値であり、施設数には同年度中に竣工したものを含む。

(注4) 浄水受水専用水道の現在給水人口は専用水道の合計値に含めないが、施設数、立入検査数は合計値に含む。

(注5) 国認可の上水道、市町に事務移譲している専用水道、簡易専用水道及び小規模水道は、施設数以下に含まない。

(3) 狂犬病予防業務の状況

(平成25年度)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
登 録 頭 数	8,407	1,302	7,105
	(474)	(73)	(401)
予 防 注 射 頭 数	6,079	894	5,185

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

薬事対策

(1) 薬事等監視指導状況

(平成25年度)

区分	施設数			立入検査件数	監視指導率 (%)		
	総数	大竹市	廿日市市				
計	414	107	307	71	17.1		
薬局	82	26	56	21	25.6		
薬局製造販売業(薬局製造業)	5	1	4	1	20.0		
医薬品販売業	小計	28	5	23	16	57.1	
	店舗販売業	21	4	17	14	66.7	
	卸売販売業	7	1	6	2	28.6	
	薬種商販売業	-	-	-	-	-	
	特例販売業	小計	-	-	-	-	-
		一般	-	-	-	-	-
		駅構内売店	-	-	-	-	-
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業	37	10	27	15	40.5		
管理医療機器販売業・賃貸業	262	65	197	18	6.9		

(注) 施設数は、平成26年3月31日現在である。

(2) 毒劇物監視指導状況

(平成25年度)

区分	施設数			立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総数	大竹市	廿日市市			
計	114	48	66	37	32.5	
製造業	10	6	4	9	90.0	
輸入業	2	1	1	-	0.0	
販売業	小計	99	39	60	28	28.3
	一般	83	34	49	15	18.1
	農薬用品目	15	5	10	13	86.7
	特定品目	1	-	1	-	0.0
業務取扱者	小計	3	2	1	-	-
	電気めっき事業	-	-	-	-	-
	金属熱処理事業	-	-	-	-	-
	毒物劇物運送事業	3	2	1	-	0.0
	しろあり防除事業	-	-	-	-	-

(注) 施設数は、平成26年3月31日現在である。

(3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況

(平成25年)

区 分		施 設 数 等			立入検査件数	監視指導率 (%)
		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市		
計		723	167	556	128	17.7
麻 薬	小 計	134	30	104	40	29.9
	家庭麻薬製造業者	-				-
	卸売業者	-				-
	小売業者	67	17	50	19	28.4
	病 院	12	3	9	16	133.3
	一般診療所	50	9	41	5	10.0
	歯科診療所	-				-
	飼育動物診療施設	5	1	4		0.0
	研 究 者	-				-
大麻	研 究 者	-				-
向 精 神 薬	小 計	299	66	233	44	14.7
	卸売業者	-				-
	免許みなし卸売販売業者	7	1	6		0.0
	免許みなし薬局	83	26	57	22	26.5
	小売業者	-				-
	病 院	13	3	10	17	130.8
	一般診療所	122	26	96	5	4.1
	歯科診療所	67	9	58		0.0
	飼育動物診療施設	5	1	4		0.0
	試験研究施設	2		2		0.0
覚 せ い 剤	小 計	-	-	-	-	-
	施用機関	-				-
	研 究 者	-				-
覚 せ い 剤 原 料	小 計	290	71	219	44	15.2
	取扱者	-				-
	薬 局	83	26	57	22	26.5
	病院・診療所	202	44	158	22	10.9
	飼育動物診療施設	5	1	4		0.0
	研 究 者	-				-

(注1) 施設数は、平成25年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあつては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。
「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

このような地球的規模での薬物乱用問題は、世界の国々が一丸となって取り組むべきことであり、かつ、国民一人一人の認識を高める必要があることから、本運動は、「国連薬物乱用根絶宣言」(2009年～2019年)の支援事業の一環として、国連決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を官民一体となって図り、併せて、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(4) 医薬品収去検査状況

(平成25年度)

区 分		収去検体件数	不適件数	不適理由
崩壊試験		4		
定 量 試 験	ニコチン酸アミド	2		
	アセトアミノフェン	2		
	無水カフェイン	2		
	クロルフェニラミンマレイン酸塩	2		
	ネオスチグミンメチル硫酸塩	2		

(5) 家庭用品の試買検査状況

(平成25年度)

検査項目	試験検査数	不適件数
ホルムアルデヒド	11	
有機水銀化合物	3	
テトラクロロエチレン	3	

(6) 献血状況

(平成25年度)

区 分		総数	大竹市	廿日市市
受付者数		4,979	1,637	3,342
献 血 者	計	3,826	1,340	2,486
	200mL	61	0	61
	400mL	3,765	1,340	2,425

(注) 献血ルームでの数値は含まない。



けんけっちゃん

(7) 温泉監視指導状況

(平成25年度)

区 分	施 設 数												立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総数	大竹市	廿日市市	呉市	安芸高田市	江田島市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町			
計	141	7	55	20	11	6	4	5	-	2	13	18	34	24.1	
温 泉	源 泉	131	7	55	20	11	6	3	4		1	6	18	19	14.5
	利 用 施 設	10						1	1		1	7		15	150.0

(注) 施設数は、平成26年3月31日現在である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況

(平成26年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	143	468	26	(57) 18	-	-	-
	法による届出	130	298	25	(48) 15			
	条例による届出	13	170	1	(9) 3			
VOC(揮発性有機化合物)	計	5	14	-	(3) 3	1	-	-
	法による届出	5	14		(3) 3	1		
一般粉じん	計	34	181	5	(10) 8	-	-	-
	法による届出	12	38	2	(7) 7			
	条例による届出	22	143	3	(3) 1			
特定粉じん	計	22	-	22	(22) 22	-	-	-
	発生施設届出							
	排出等作業届出	22		22	(22) 22			
ダイオキシン類	法による届出	16	23	2	(11) 8			
水質汚濁	計	403	-	56	70	6	-	-
	法による届出	364		51	67	6		
	条例による届出	39		5	3			
	法による許可	60		22	77	8		1

(注1)ばい煙、一般粉じん及び特定粉じんの立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出受理件数から改善命令等件数までの件数は、平成25年度の状況である。

(2) 土壌汚染、化学物質対策の状況

(平成26年3月31日現在)

区分	許可数(総数)	新規(変更)許可数	届出(申請)等受理件数	立入検査延件数	行政処分件数		
					許可取消 改善命令等	行政指導 件数	
土壌汚染対策	計	-	-	24	1	-	-
	汚染土壌処理業	-					
	法による届出			10			
	法による申請			6	1		
	条例による報告			8			
化学物質対策	条例に基づく指導						

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、平成25年度の状況である。

(3) フロン回収破壊法 登録事業者登録状況

(平成26年3月31日現在)

区分	登録数	新規登録数	立入検査延件数	改善命令等件数	
				行政指導	改善命令
第一種フロン類回収事業者数	18	3	4		

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、平成25年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(平成25年度)

区分	総件数	内 訳		事 案 別						
		前年度からの繰越分	本年度発生分	ばい煙 (ガスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他
計	25	1	24	1	1	17	-	4	2	-
	(調査指導延件数)	(1)	(24)	(1)	(1)	(17)		(4)	(2)	
処理済	25	1	24	1	1	17		4	2	
翌年度へ繰越	-									

(注1)処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。
 (注2)他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。
 (注3)水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(平成25年度)

区分	総件数	内 訳	
		現場調査	その他
対応件数	14	9	5

(注1)実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。
 (注2)その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定網(常設)一覧表

(平成26年3月31日現在)

区分		市 町	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
硫黄酸化物	溶液導電率法又は紫外線蛍光法		1 (1)	1 (1)	
	簡易測定法		12 (-)		12
窒素酸化物	吸光光度法又は化学発光法		2 (2)	1 (1)	1 (1)
	簡易測定法		17 (-)	5	12
一酸化炭素			- (-)		
光化学オキシダント			2 (2)	1 (1)	1 (1)
浮遊粒子状物質			2 (2)	1 (1)	1 (1)
微小粒子状物質			1 (1)	(1)	
炭化水素			- (-)		
降下ばいじん			9 (-)	4	5
浮遊粉じん			- (-)		
風	向		2 (2)	1 (1)	1 (1)
風	速				
温	度		1 (1)	1 (1)	
湿	度				
日 射 量			1 (1)	1 (1)	

(注)下段()内は、県有施設の再掲。

<光化学オキシダントに係る緊急時措置>

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(平成25年度)

区 分		総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
情 報	大竹地区	3					2	1	
	廿日市地区	2					2		
注 意 報	大竹地区	-							
	廿日市地区	-							

(注) 区分の枠内は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

種 類	発令基準(ppm)	措 置
情 報	0.10 以上	排出量(排出ガス量, 窒素酸化物量等)を20%以上減少協力
注 意 報	0.12 以上	" " 20%以上減少要請

(7) 環境調査の実施状況

(平成25年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調査回数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	小瀬川(小瀬川貯水池) 玖島川(渡ノ瀬貯水池流入前, 渡ノ瀬貯水池, 玖島川河口) 永慶寺川(下浜) 御手洗川(金剛寺) 可愛川(可愛)	12回
	海 域	広島湾西部(31-2, 31-8, 31-13, 31-18, 31-21, 31-22-5, 31-27, 31-29, 31-30) 広島湾(32-14, 32-18, 32-30)	12回
	海 水 浴 場	廿日市市(包ヶ浦)	2回
	地 下 水	廿日市市(2か所)	1回
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	廿日市市(御手洗川(金剛寺))	1回
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	大竹市(油見公園)	12回
	アスベストモニタリング調査	解体現場(6ヶ所), 廃棄物処理施設(1ヶ所)	1回
	酸 性 雨	-	-
	そ の 他	-	-
騒 音 調 査		-	-
土 壌 汚 染		-	-
ダイオキシン類	大 気	大竹市(油見公園), 廿日市市(桂公園)	2回
	水 質	広島湾西部(31-29)	1回
	底 質	広島湾西部(31-30)	1回
	土 壌	-	-

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(平成26年3月31日現在)

区 分		総数	届出等 受理件数	大竹市	廿日市市
公 共 下 水 道 終 末 処 理 場	施設数	6		1	5
	立入検査件数	9		2	7
浄化槽保守点検業者	施設数	8	8	4	4
	立入検査件数	5		1	4

(注)立入検査件数及び届出等受理件数は、平成25年度の状況である。

(2) 産業廃棄物処理業許可状況

(平成26年3月31日現在)

区 分		許可 件数	う ち 優 良 認 定	新 規 許 可	更 新 許 可	変 更 許 可	変 更 届	う ち 全 部 廃 止	失 効	再 交 付	移 管	
											管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)		193	6	9	45	7	153	5	1		1	
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	160	4	9	38	7	126	3	1		1	
	うち積替え保管を含むもの('a)	30	4		10	4	52					
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	33	2		7		27	2				
	中間処理業(c)	31	2		7		26	2				
	中間処理・最終処分業(d)											
	最終処分業(e)	2					1					
産 業 廃 棄 物 A	小計 (a + b)	174	4	9	38	5	126	4	1		1	
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	142	2	9	31	5	104	3	1		1	
	うち積替え保管を含むもの('a)	23	2		8	2	41					
	処分業 (b ; b = c + d + e)	32	2		7		22	1				
	中間処理業(c)	30	2		7		21	1				
	中間処理・最終処分業(d)											
最終処分業(e)	2					1						
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 B	小計 (a + b)	19	2		7	2	27	1				
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	18	2		7	2	22					
	うち積替え保管を含むもの('a)	7	2		2	2	11					
	処分業 (b ; b = c + d + e)	1					5	1				
	中間処理業(c)	1					5	1				
	中間処理・最終処分業(d)											
最終処分業(e)												

- (注) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上。
 2 平成25年度末時点の所管業者の許可件数及び平成25年度に許可した各種許可件数等を記入。
 3 平成25年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上
 4 平成25年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上
 5 平成25年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上
 6 平成25年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(平成26年3月31日現在)

区分	登録・許可業者数	新規登録・許可件数	更新許可件数	変更許可件数	届出受理件数	
					廃止	その他
引 取 業	46	1	2	-		6
フ ロ ン 類 回 収 業	11		2	-		1
解 体 業	2			-		
破 碎 業	1					
合 計	60	1	4	-	-	7

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(平成26年3月31日現在)

区分	施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可		届出等受理件数				定期検査		
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者	
										事業者	処分業者	事業者	処分業者			
施設数合計	41	11	30	-	1	1	-	-	-	-	1	21	12	4	-	
中間処理施設数	小計	34	10	24	-	1	1	-	-	-	-	1	21	9	4	-
	汚泥	脱水	3	2	1	-	1						3		-	-
		乾燥	2	2		-							5		-	-
		天日乾燥	-			-									-	-
		焼却	2	1	1								3	3		-
	廃油	油水分離	-			-									-	-
		焼却	2	1	1								2			-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-			-									-	-
	廃プラスチック類	破碎	3		3	-								3	-	-
		焼却	1		1											-
	木くず・がれき類	破碎	16		16	-	1					1		3	-	-
		焼却	5	4	1								8		4	-
	その他	-														
最終処分場施設数	小計	7	1	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
	安定型	5		5	-									3		
	管理型	2	1	1	-											
P C B 廃棄物保管事業所	48	48		-									67		-	-
産業廃棄物事業場外保管届	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。
(注2)新規・変更許可件数及び届出等受理件数は、平成25年度の状況である。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況

(平成25年度)

事業番号		調査件数等					指導件数						指導内容			
		実施事業所数	調査等延べ件数			分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	改善された件数	指導事項数のうち	指導事項数のうち
			うち中間処理施設	うち埋立処分場												
1	有害物質排出事業所立入検査	3	3			3										
2	公害防止協定事業所立入検査	6	8	7												
3	産業廃棄物処理業立入検査	73	131	28	5						28	53	51	2		
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	1	1		1	1									
		処理業者	8	51		51	176									
5	建設業立入検査	14	32													
6	県外産廃事前協議確認立入検査	3	3	1												
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	14	15								11	26	26			
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	7	7													
9	焼却施設立入検査	3	4	4		1										
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	2	21								4	7	7			
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)	10	39													
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	1	1													
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	1	1													
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査															
15	産業廃棄物に係る事業処理立入検査	事業者						1			21	43	43			
		処理業者							2	1	1	2	1	1		
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	4	4	4												
17	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	1	1													
18	その他事業所立入検査	23	23													
19	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	4	4												
		許可業者	2	2												
合計		180	351	44	57	181			1	2	1	65	131	128	3	

- (注) 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上。
- 2 産業廃棄物埋立処分地立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分地への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含む。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(平成25年度)

	種類	協議件数	承認件数	搬出元都道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由
中間処理	産廃	121	121	7	奈良県, 愛媛県, 岡山県, 山口県, 島根県, 鳥取県, 福岡県	廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず, 陶磁器くず, がれき類, (廃石膏ボード, 廃電気機械器具)	(株)サニックス, (株)マエダ, (株)シンテツ, 広島炭化工業(有), (株)築波化成, 安田金属(株), (株)都市ビルサービス, 中国高圧コンクリート工業(株), (株)きやま		
	特管								
	計	121	121	7		計 10 種類			
最終処分	産廃	76	76	2	山口県, 島根県	廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず, 陶磁器くず, がれき類, 石綿含有産業廃棄物	みつぎ産業(株)		
	特管								
	計	76	76	2		計 6 種類			

- 1 平成25年4月1日～平成26年3月31日の間に処理した件数について記入。
- 2 県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入。
- 3 不承認とした場合はその理由を記入。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
平成25年7月29日	広島県西部厚生環境事務所 (環境管理課)	広島県廿日市庁舎	広島海上保安部, 林野庁近畿中国森林管理局広島森林管理署, 広島北部森林管理署, 大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 広島東警察署, 海田警察署, 廿日市警察署, 安芸高田警察署, 山県警察署, 広島港湾振興事務所, 環境県民局環境部産業廃棄物対策課, 西部総務事務所, 西部農林水産事務所, 西部建設事務所(本所・廿日市支所・安芸太田支所), 西部厚生環境事務所(本所・広島支所)	38	・平成24年度の活動状況報告 ・平成25年度活動予定について ・広域的な不法投棄防止に対する取り組みについて ・かき筏の野外焼却等について ・平成25年度の合同パトロールの実施について
平成25年12月17日	広島県西部厚生環境事務所 (環境管理課)	大竹地域	大竹警察署, 大竹市, 西部農林水産事務所, 西部建設事務所廿日市支所, 環境県民局環境部産業廃棄物対策課, 西部厚生環境事務所	11	不法投棄合同パトロール
平成26年2月27日	広島県西部厚生環境事務所 (環境管理課)	廿日市地域	廿日市警察署, 大竹市, 廿日市市, 西部農林水産事務所, 西部建設事務所廿日市支所, 環境県民局環境部産業廃棄物対策課, 西部厚生環境事務所	13	不法投棄合同パトロール

試験検査業務

試験検査の実施状況

(平成25年度) (単位:件)

検 査 項 目		件 数		
感染症関係 細菌学的検査	合 計 A	27		
	赤 痢 菌	6		
	コ レ ラ 菌			
	チ フ ス ・ パ ラ チ フ ス 菌	5		
	そ の 他	腸 管 出 血 性 大 腸 菌 そ の 他	16	
食品衛生関係検査	合 計 B	606		
	食 中 毒	小 計	3	
		細菌学的検査	3	
		理化学的検査		
		そ の 他		
	食 品 等	細菌学的検査	小 計	485
			成分規格・一般	77
			か き	275
			そ の 他	133
		理化学的検査	小 計	118
			成 分 規 格	24
			添加物使用基準	68
			残留農薬・有機スズ	16
			そ の 他	10
環境保全関係検査	合 計 C	915		
	工場・事業場排水	小 計	583	
		細菌学的検査	一般項目・栄養塩等	304
			重金属等有害物質	43
			VOC等有害物質	26
			そ の 他	
		廃 棄 物	小 計	321
	重 金 属 等 有 害 物 質		55	
	V O C 等 有 害 物 質		37	
	そ の 他		229	
	大 気	小 計	11	
		煙道測定に伴うばい塵等		
		重 油 中 硫 黄 分		
		そ の 他	11	
そ の 他				
そ の 他	合 計 D	37		
	医 薬 品 等			
	そ の 他	37		
合 計 (A+B+C+D)		1585		

(注)件数は、原則として検体数で計上している。

但し、同一検体で2種以上の検査を行った場合は、それぞれ該当する区分に計上している。

その他の資料

管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(平成26年4月1日現在)

区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等			
連	広島県西部地域保健対策協議会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所	0829-32-1181	地域保健対策協議会			
	大竹市地域保健対策協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健介護課	0827-59-2111	健康づくり推進協議会			
	廿日市市健康づくり推進協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康推進課	0829-20-1610				
	大竹市献血推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健介護課	0827-59-2140	献血推進協議会			
	廿日市市献血推進協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1	0829-20-1610				
	広島県薬物乱用防止指導員広島地区協議会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68	0829-32-1181	広島県薬物乱用防止指導員協議会			
携	呉市民生委員児童委員協議会	737-0041	呉市本町9-21 すこやかセンターくれ別館内	0823-25-3505	民生委員児童委員協議会			
	大竹市民生委員児童委員協議会	739-0603	大竹市西栄二丁目4-1 総合福祉センター内	0827-52-2235				
	廿日市市民生委員児童委員協議会	738-8501	廿日市市下平良一丁目11-1 廿日市市市民部社会課内	0829-30-9150				
	安芸高田市民生委員児童委員協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市社会福祉課内	0826-42-5615				
	江田島市民生委員児童委員協議会	737-2295	江田島市大柿町大原505 江田島市社会福祉課内	0823-40-3177				
	府中町民生児童委員協議会連合会	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5-1 府中町福祉課内	082-286-3162				
	海田町民生委員児童委員協議会	736-8601	安芸郡海田町上市14-18 海田町社会福祉課内	082-823-9207				
	熊野町民生委員児童委員協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1 熊野町民生課内	082-820-5635				
	坂町民生委員児童委員協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1-1 坂町民生課	082-820-1505				
	安芸太田町民生委員児童委員協議会	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1 安芸太田町住民生活課内	0826-28-1960				
た	北広島町民生委員児童委員協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町福祉課内	050-5812-1851	民生委員児童委員協議会			
	呉市社会福祉協議会	737-8517	呉市本町9-21 すこやかセンターくれ別館内	0823-25-3509				
	大竹市社会福祉協議会	739-0603	大竹市西栄二丁目4-1 総合福祉センター内	0827-52-2211				
	廿日市市社会福祉協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 あいプラザ内	0829-20-0294				
	安芸高田市社会福祉協議会	739-1101	安芸高田市甲田町高田原1490-1 ふれあいセンターこうだ内	0826-45-2941				
	江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川2060 能美福祉センター内	0823-40-2501				
	府中町社会福祉協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター内	082-285-7278				
	海田町社会福祉協議会	736-0035	安芸郡海田町日の出町2-35 海田町福祉センター内	082-820-0294				
	熊野町社会福祉協議会	731-4214	安芸郡熊野町中溝一丁目11-1 熊野町中央地域健康センター内	082-855-2855				
	坂町社会福祉協議会	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611				
の	安芸太田町社会福祉協議会	731-3702	山県郡安芸太田町中筒賀2802-5 安芸太田町筒賀福祉センター内	0826-32-2226	社会福祉協議会			
	北広島町社会福祉協議会	731-2104	山県郡北広島町大朝2513-1 大朝福祉センター内	0826-82-2680				
	大竹市歯科衛生連絡協議会	739-0623	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健介護課	0827-59-2140				
	廿日市地区歯科衛生連絡協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康推進課	0829-20-1610				
	団	大竹市医師会	739-0612	大竹市油見三丁目6-8		0827-52-3893	医師会	
		佐伯地区医師会	738-0015	廿日市市本町5-1		0829-20-0030		
		大竹市歯科医師会	739-0613	大竹市本町二丁目9-9 角田歯科医院内		0827-53-0648	歯科医師会	
		佐伯歯科医師会	731-5155	広島市佐伯区城山一丁目15-8 甲野歯科医院内		082-921-2652		
		体	(公社)広島県獣医師会佐伯支部	739-0474		廿日市市大野995-4	0829-55-1515	獣医師会
			(公社)広島県薬剤師会大竹支部	739-0611		大竹市新町二丁目6-6	0827-53-3357	薬剤師会
(一社)廿日市市薬剤師会			738-0033	廿日市市串戸二丁目17-5	0829-32-0300			
(一社)広島県医薬品登録販売者協会広島西支部			731-5101	広島市佐伯区五月が丘三丁目1-22	082-941-3176	医薬品登録販売者協会		
(公社)広島県看護協会廿日市支部			738-0033	廿日市市串戸三丁目13-5 プティリビエール101号	0829-30-7222	看護協会		
西部保健所管内地域活動栄養士会			738-0035	廿日市市宮園四丁目12-5	0829-39-3529	栄養士会		
広島県歯科衛生士会廿日市地区会	731-5135		広島市佐伯区海老園二丁目16-10 隅田まさこ方	090-3744-3457	歯科衛生士会			
安芸地区地域歯科衛生士会	735-0002		安芸郡府中町清水ヶ丘14-10 岡平良子方	082-281-2109				

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団体の種類等
同 業 組 合	広島県クリーニング生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル5F	082-234-1755	クリーニング生活衛生同業組合
	広島県興行生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル7F	082-293-9919	興行生活衛生同業組合
	広島県公衆浴場生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル5F	082-293-7848	公衆浴場業生活衛生同業組合
	広島県美容業生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル	082-296-2220	美容業生活衛生同業組合
	広島県理容生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル	082-296-1001	理容生活衛生同業組合
	広島県理容生活衛生同業組合安芸支部	736-0083	広島市安芸区矢野東4-7-18-104	082-888-3828	
	広島県ホテル旅館生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル	082-296-1021	ホテル旅館生活衛生同業組合
	廿日市食品衛生協会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所内	0829-31-1152	食品衛生協会
自 主 組 織	大竹市食生活改善推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市役所	0827-59-2140	食生活改善推進協議会
	廿日市市食生活改善推進員連絡協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 あいプラザ	0829-20-1610	
	大竹市公衆衛生推進協議会	739-0601	大竹市東栄3-4 大竹市役所 環境整備課内	0827-59-2112	公衆衛生推進協議会
	廿日市市公衆衛生推進協議会	738-0014	廿日市市住吉二丁目2-16 廿日市市市民活動センター内団体事務室	0829-31-0040	
	廿日市市大野公衆衛生推進協議会	739-0492	廿日市市大野一丁目1-1 廿日市市大野支所生活産業課内	0829-30-2009	
	廿日市市佐伯公衆衛生推進協議会	739-0292	廿日市市津田1989 廿日市市佐伯支所市民福祉課内	0829-72-1114	
	廿日市市吉和公衆衛生推進協議会	738-0301	廿日市市吉和3425 廿日市市吉和支所市民福祉グループ内	0829-77-2113	
	廿日市市宮島公衆衛生推進協議会	739-0595	廿日市市宮島町412 廿日市市宮島支所市民福祉課内	0829-44-2002	
	アイビー家族会	739-0602	大竹市南栄二丁目11-30 (アイビー作業所内)	0827-52-2147	精神障害者家族会
	廿日市市精神障害者家族会 さくら会	738-0043	廿日市市地御前北一丁目8-27	0829-39-0250	
	佐伯地域精神障害者家族会 こぶし会	738-0203	廿日市市友田24-545	0829-74-1355	
	大野精神障害者家族会 「あいあい」	739-0437	廿日市市大野中央二丁目6-9	0829-54-1535	
	断酒会	広島断酒ふたば会南支部	738-0025	廿日市市平良一丁目8-21 渡藤 守様方	090-4802-1865
		広島断酒ふたば会安芸支部	736-0014	安芸郡海田町三迫3-7-35-8 桃谷竹信様方	090-6831-0647
そ の 他 の 団 体	廿日市精神保健福祉ボランティア連絡会[ねこの手]	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 あいプラザ	0829-20-0294	精神保健福祉 ボランティアグループ
	佐伯精神保健福祉ボランティア「ちゅうりっぷ」	738-0222	廿日市市津田4109	0829-72-0868	
	精神保健福祉ボランティア「なのはな」	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター内	082-285-7278	

広島県西部厚生環境事務所・広島県西部保健所事業概要(平成 26 年度)

発行年月 平成 26 年 11 月
発行機関 広島県西部厚生環境事務所
広島県西部保健所
所在地 〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68
電話 0829-32-1181(代表番号)
F A X 0829-32-0640, 0829-32-3244

この事業概要についてのお問い合わせ先は、次のとおりです。

広島県西部厚生環境事務所・西部保健所

(窓口 厚生課厚生推進係)

電話:0829-32-1181 内線 2317 FAX:0829-32-0640